

大宜味村国土強靱化地域計画

令和3年5月

大宜味村

目次

はじめに.....	1
1. 地域計画の目的.....	1
2. 地域計画の役割と位置づけ.....	1
3. 計画期間.....	1
第1章 基本的な考え方.....	2
1. めざすべき将来の地域の姿.....	2
2. 基本目標.....	3
3. 事前に備えるべき目標.....	3
4. 強靱化を推進する上での基本的な方針.....	4
第2章 地域特性.....	5
1. 自然的条件.....	5
2. 社会的条件等.....	8
3. 過去の災害と想定.....	10
第3章 脆弱性評価.....	21
1. 脆弱性評価の考え方.....	21
2. 想定するリスク.....	21
3. 施策分野.....	21
4. 目標と起きてはならない最悪の事態.....	22
5. 評価の実施手順.....	24
6. 評価結果のポイント.....	24
第4章 施策ごとの推進方針.....	25
第5章 計画の推進.....	52
1. 計画等の必要な見直し.....	52
2. 不断の見直し.....	52
3. 進捗管理と推進.....	52
4. 重要業績評価指標（KPI）.....	53

【別紙 1】 急傾斜地崩壊危険箇所

【別紙 2】 リスクシナリオに対する推進施策一覧

【別紙 3】 個別事業一覧

はじめに

1. 地域計画の目的

大宜味村(以下、「本村」という。)は、沖縄本島の北西部に位置し、西は東シナ海に面し、東は東村、北は国頭村、南は名護市にそれぞれ隣接しています。

地形的・気象的な特性ゆえに、毎年のように発生する、台風や前線の停滞に伴う集中豪雨等による、水害や土砂災害が懸念されており、大規模自然災害等への備えが喫緊の課題となっています。

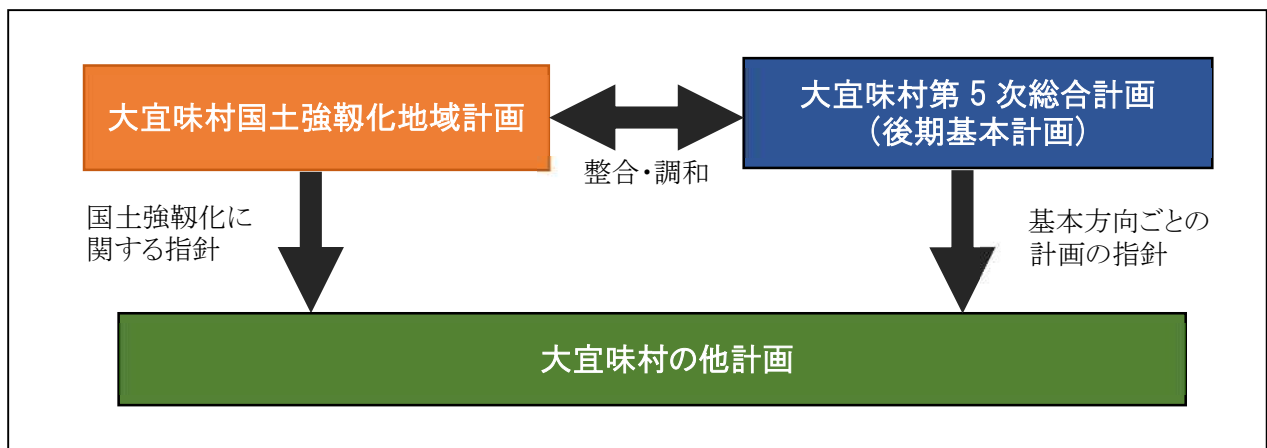
国においては、近い将来発生するとされている南海トラフ沿いでの大規模な地震や首都直下地震、火山噴火等の大規模自然災害等に備えた、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「強靱化基本法」という。）」が公布・施行され、平成 26 年 6 月には国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定されました。また、沖縄県においても基本計画との調和を保ちつつ、災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の強靱化を推進する「沖縄県国土強靱化地域計画」が平成 31 年 3 月に策定されました。

本村は、このような国、県の動向を踏まえて、大規模自然災害が発生しようとも、村民の命を守り、経済社会が致命的な被害を受けず、迅速な復旧・復興が可能となる強靱な村づくりを推進するため、「大宜味村国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

2. 地域計画の役割と位置づけ

本計画は、強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、本村における国土強靱化に関し、大宜味村第 5 次総合計画（後期基本計画）との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本村が有する様々な分野の計画等の指針となるものです。

■大宜味村国土強靱化地域計画と大宜味村第 5 次総合計画(後期計画)の関係



3. 計画期間

本計画では、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、第 5 次総合計画（後期基本計画）にあわせて令和 7 年度を目標年次としますが、必要に応じて見直すものとします。

第1章 基本的な考え方

1. めざすべき将来の地域の姿

本村のキーワードの筆頭である「長寿の里」について、内外に広く知られており本村のイメージとして定着しています。しかしながら、人口減少や過疎化は自治体の存立に関わる重大な課題であり、将来の長寿を支える次世代の人口の維持を図る必要があります。

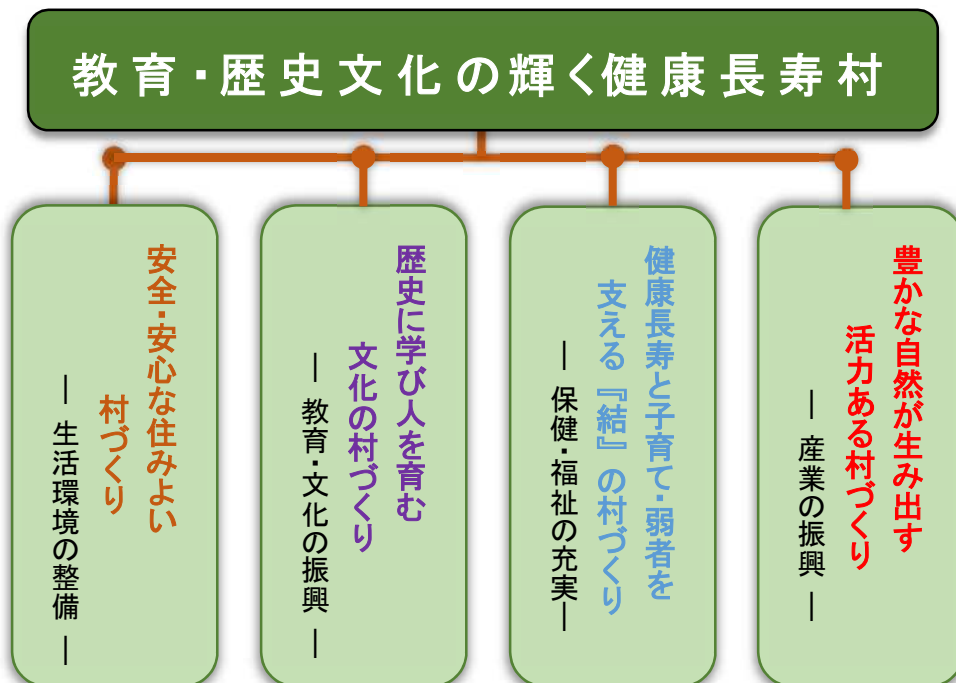
また、人口の転出傾向がある実態に対し、必要最低限の生活利便性の水準は確保しつつ、物質的豊かさではない“心豊かに暮らせる村”を目指すことが必要です。

その拠り所となるのは、都市には無い自然資源と、先人たちがこの地で創り上げてきた歴史文化です。そして、この歴史文化を受け継ぎ発展させていく将来の世代を育てることも重要です。

さらに、わが国の抱える人口急減・超高齢化問題が本格的にクローズアップされ、全国の各地域・地方において、それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会（まち・ひと・しごと）の形成、子や孫の世代まで、若者からお年寄りまで皆が住み続けたいと思えるような魅力あふれる地域づくりが一層求められています。

そこで、大宜味村第5次総合計画では本村の現状と課題を踏まえ、将来像を『教育・歴史文化の輝く健康長寿村』と定め、次の4つの目標を定め、村づくりを推進しています。

■ 施策の基本目標・理念



資料：大宜味村第5次総合計画

【後期基本計画】

2. 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、次の4つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」をもった安全・安心な地域経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進します。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 村の重要な機能が致命的な障害をうけず維持されること
- 3 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興を可能とすること

3. 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、次の8つを目標とします。

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

4. 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の目標を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進します。

4.1 強靱化に向けた取り組み姿勢

- ① 本村の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取り組むこと
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的に取り組むこと
- ③ 災害に強い村づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、地域との連携を強化する視点を持つこと
- ④ 大規模災害に備え、県や近隣市町村との連携だけでなく、国や県外の地方自治体及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること

4.2 効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせる効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること
- ④ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な運用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ⑤ 国や県の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること

4.3 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靱化の推進には、地域の共助による取り組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子ども等の状況に配慮して施策を講じること
- ③ 自然との共生、環境との調和及び集落景観の維持に配慮すること

第2章 地域特性

1. 自然的条件

1.1 位置及び面積

本村は、沖縄県北西部に位置し、西は東シナ海に面し、東は沖縄本島北部を縦に二分する脊梁山地を境として東村に接し、北は田嘉里川をもって国頭村に、また南は山岳帯の分水嶺をもって名護市に接しており、東西 8 km、南北 13.3 km、総面積 63.55 km²となっています。

本村の総面積の約 77%が森林で、ほぼ中央に標高 300m 内外の山々が連なっており、緑深い亜熱帯広葉樹林帯を形成しています。山々には、沖縄の代表的な植物群落として国の天然記念物に指定されている「田港御願の植物群落」や県の天然記念物である「大宜味御嶽のビロウ群落」をはじめ、国指定の天然記念物のケナガネズミやノグチゲラなど、動植物の貴重種が数多く生育・生息する野生生物の宝庫となっています。その山々を源として大保川(延長 12km)をはじめ、大小 17 の河川が東シナ海に注いでいます。

■ 位置図



資料：沖縄県地図情報システム

1.2 地勢

本村の地形を見ると平地は極めて少なく、山々のすそ野が海岸に迫っており、河口に形成された狭い平野部に 14 集落、山地部の平坦部に 3 集落、合計 17 集落が点在しています。

耕地はこのように地形が複雑で平地に乏しいなかで、河川沿いの狭い沖積平地と、海岸部近くからそり立つ急傾斜地を形成している海岸段丘（150~200m）、及びその背後に発達した丘陵部に限られ、農林業は大きな制約を受けてきました。

海岸にはサンゴ礁が発達し、縁多い山々とともに山原地域の中でも優れた自然環境と美観を有しています。

本村の中央部には大きく湾入した塩屋湾があり、マリンスポーツや豊富な魚介類の漁獲及び養殖業等に、格好の場となっています。

1.3 地質及び土壌

本島北部に位置する本村の表層地質は、北部が与那嶺層石灰岩（中生代）で、南部は概ね名護層粘板岩・千枚岩・泥質片岩（始新世～白亜紀）であり、一部に国頭礫層（更新世）が分布します。

南部では緑色岩類（始新世～白亜紀）、比地川沿いでは沖積層（完新世）、嘉陽層砂岩・粘板岩互層（始新世～白亜紀）、嘉陽層砂岩（始新世～白亜紀）が混在します。

表層土壌は、概ね乾性塩基系暗赤色土であり、東部・南東部に乾性黄色土壌、南西部に適潤性黄色土壌、細粒赤色土が混在し、一部に礫質黄色土となっています。

古期石灰岩からなるネクマチヂ岳周辺を除いて、国頭マージが広く分布しており、赤色～黄色を呈する強酸性土壌（pH4 前後）の粘性土です。これは、物理性・理化学性から良好な耕土とはいえず、農作物の種類が限定される要因となっており、それぞれ改良を必要とする特殊土壌です。

その他、河川の河口部及び周辺に沖積土壌分布しており、土色は褐色～青灰色で、一般に地下水位が高いといわれています。

1.4 気候・気象

本村を含む沖縄県は亜熱帯海洋性気候で、高温多湿や気温の年及び日較差※1が、小さい特徴を持っています。年平均気温は約 23.0℃、年降水量は 2,000 mm 程度です。

夏と冬の季節風の特徴は顕著であり、夏は太平洋高気圧が張り出して、南～南東の風が卓越し、蒸し暑い晴天の日が多くなっています。一方、冬は大陸高気圧の張り出しで、北～北東風が卓越し曇雨天の日が多い状況です。なお、本村の過去 10 年間の平均の気象を見ると、日平均気温 23.0℃、最高気温 34.1℃、最低気 8.7℃、年間平均降水量は 2,250 mm 程度となっています。

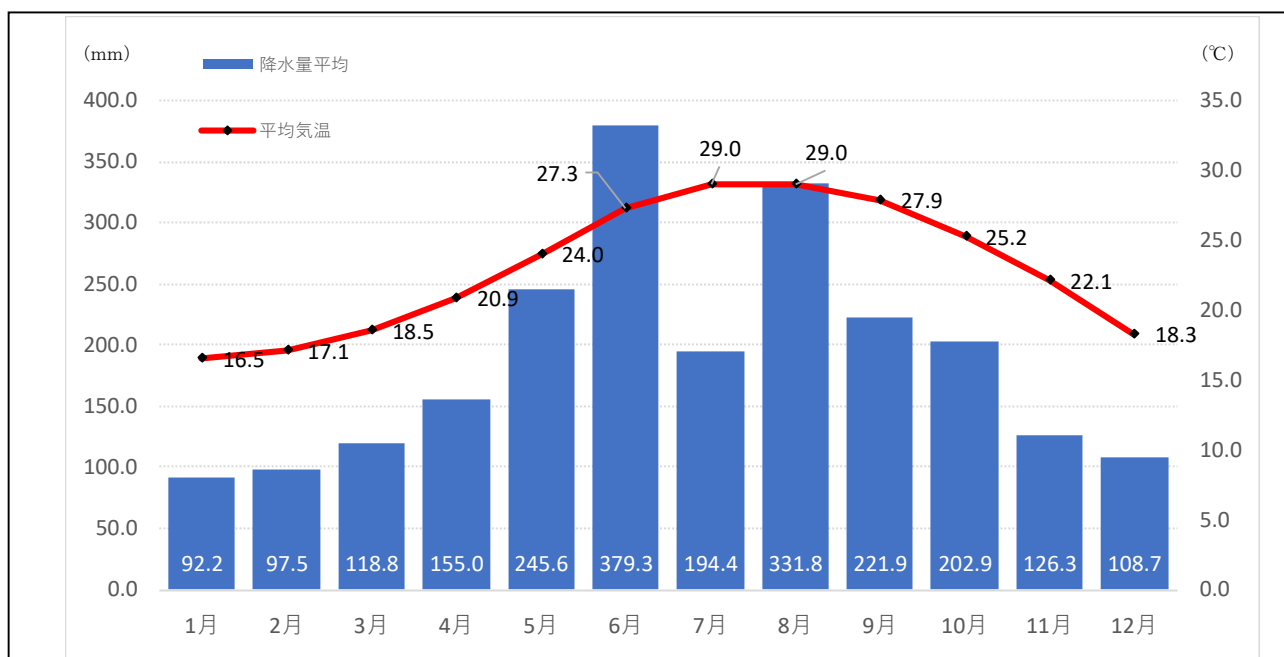
※1 日較差：1 日の最低気温と最高気温の差

■ 気象状況

年	降水量 (mm)		気 温 (°C)					風 向 ・ 風 速 (m/s)					日照時間 (h)
	総量	最大 日量	平 均			最高	最低	平均 風速	最大風速		最大瞬間風速		
			日 平均	日 最高	日 最低				風速	風速	風向	風速	
平成 23	2115.5	377.5	22.4	25.4	20.1	34.3	8.4	3.8	36.2	南	50.9	南	1566.1
24	2753.0	159.0	22.5	25.4	20.1	33.4	9.5	4.0	32.2	北西	57.4	北西	1512.2
25	1694.0	95.0	22.8	25.8	20.3	34.7	9.0	3.8	19.7	西	32.6	北	1841.0
26	2848.0	379.0	22.5	25.6	20.1	34.4	9.0	3.8	27.0	南南東	43.2	南東	1738.9
27	1595.0	222.5	23.1	26.1	20.8	33.9	7.7	3.8	24.1	南	33.7	東	1740.4
28	2280.0	150.0	23.6	26.6	21.2	34.1	5.5	3.7	17.1	南南東	28.1	南東	1773.7
29	2068.0	231.5	23.1	26.1	20.7	34.9	10.1	3.6	18.4	西北西	30.1	西	1760.1
30	2325.0	170.5	23.0	26.0	20.5	33.0	8.0	3.9	25.3	南東	43.9	東南東	1844.5
令和元年	2600.0	134.0	23.4	26.3	21.1	34.1	10.3	3.8	20.3	南	33.1	南南東	1657.4
2	2226.5	238.0	23.5	26.5	21.1	34.6	9.8	3.6	22.0	南	33.0	東	1444.9
10 年平均	2250.5	215.7	23.0	26.0	20.6	34.1	8.7	3.8	24.2	—	38.6	—	1687.9

資料：沖縄気象台〔名護地域気象観測所〕

■ 気温、降水量の月別推移（平成 23 年～令和 2 年）



資料：沖縄気象台〔名護地域気象観測所〕

2. 社会的条件等

2.1 人口

本村の人口は3,060人、世帯数は1,262世帯（平成27年国勢調査）となっており、平成22年（国勢調査）と比較すると、人口は161人、世帯数は5世帯の減少と昭和45年以降で人口減少傾向が続いています。なお、沖縄県全体に占める人口の割合は0.21%です。

高齢化率※1は、32.5%（平成27年国勢調査）となっており、全国的に見ても高齢化率は高く、防災上における要配慮者対策は急務となっています。また、移住・定住施策の推進に伴う移住者の増加、村内各種イベント等の影響による交流人口、関係人口の増加、さらには訪日外国人観光客（インバウンド）の増加による防災上の多様性（ダイバーシティ）対応、多言語化対策を行っていく必要があります。

※1 高齢化率：65歳以上人口が総人口に占める割合。

■ 国勢調査人口の推移

	人 口 (人)			年 齢 別 人 口 (人)			世帯数 (世帯)
	総数	男	女	0～14歳	15～64歳	65歳以上	
昭和45年(1970年)	4,535	1,979	2,556	—	—	—	1,372
昭和50年(1975年)	4,178	1,908	2,270	—	—	—	1,314
昭和55年(1980年)	3,626	1,695	1,931	629	2,162	835	1,249
昭和60年(1985年)	3,567	1,736	1,831	623	2,073	871	1,338
平成2年(1990年)	3,513	1,685	1,828	666	1,900	947	1,296
平成7年(1995年)	3,437	1,675	1,762	652	1,837	948	1,223
平成12年(2000年)	3,281	1,603	1,678	524	1,754	1,003	1,233
平成17年(2005年)	3,371	1,716	1,655	426	1,941	1,004	1,285
平成22年(2010年)	3,221	1,641	1,580	361	1,867	993	1,267
平成27年(2015年)	3,060	1,574	1,486	373	1,691	996	1,262

資料：国勢調査

■ 住民基本台帳（人口、世帯数）

令和2年1月1日現在

区域名称	人 口 (人)			世 帯 数 (世帯)
	男	女	計	
喜如嘉住区	431	392	823	425
大宜味住区	277	249	526	264
塩屋住区	509	478	987	481
津波住区	394	337	731	479
合 計	1,611	1,456	3,067	1,649

資料：住民基本台帳

2.2 土地利用

本村の平成22年での土地利用は、農用地832.2ha(13.1%)、森林4,807.0ha(75.8%)、原野44.6ha(0.7%)、水面・河川・水路134.3ha(2.1%)、道路208.3ha(3.3%)、宅地157.2ha(2.5%)、その他160.3ha(2.5%)であり、森林が大部分を占め、可住地は少ない状況です。

■ 土地利用の現況

	平成22年	
	面積 (ha)	構成比 (%)
農用地	832.2	13.1
田	5.0	0.1
農地	490.7	7.7
牧草放牧地	336.5	5.3
森林	4,807.0	75.8
原野	44.6	0.7
水面・河川・水路	134.3	2.1
水面	89.0	1.4
河川・水路	45.3	0.7
道路	208.3	3.3
一般道路	164.1	2.6
農林道	44.2	0.7
宅地	157.2	2.5
住宅地	101.8	1.6
工業用地	1.5	0.0
その他	53.9	0.8
その他	160.3	2.5
公共・公用施設	27.8	0.4
レク施設	2.6	0.0
空地	129.9	2.0
その他	0.0	0.0
合計	6,343.9	100.0

※端数を四捨五入しているため合算値と一致しません。

資料：大宜味村第三次国土利用計画（平成27年3月）

2.3 交通網

本村は、海岸線を通る国道58号を軸に県道、村道、農道、林道等によって道路網が構成されています。広域的に国道及び県道によって基本的ネットワークが形成されていますが、国道・県道については線形改良、橋りょう改良等が必要な箇所があるとともに、村道・農道・林道では相互間の連続性が不十分であるため、低地から段丘面への移動や段丘面内での移動等に不便が生じています。特に、村道・農道等に関する今後の道路整備では、災害時の避難路に配慮した整備が求められます。

3. 過去の災害と想定

3.1 台風災害

■ 昭和 34 年 10 月 16 日～17 日「台風第 18 号（シャーロット）」

・被害状況

「台風第 18 号（シャーロット）」は、沖縄本島とその周辺離島、並びに宮古島に來襲し、沖縄本島での 46 名の死亡者中、本村だけで 38 名を出す未曾有の大惨事となりました。

本村一帯の降雨量が最も多かったというのが直接の原因ともされましたが、このシャーロット台風による惨事は、一面では山岳と海に迫られる「本村の地理的条件」の厳しさを物語るものでもありました。

■ 本島地区別被害状況

被害形態 地区別	人			住家		非住家		公共建物		船舶 5 吨未満			道路 破損 (カ所)	橋梁 流出 (カ所)
	死者 (人)	重傷者 (人)	軽症者 (人)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	破損 (隻)	座礁 (隻)	流失 (隻)		
那覇市	-	1	-	29	70	157	121	5	2	3	-	-	14	-
南部地区	2	-	-	31	28	64	133	1	1	12	7	-	2	-
中部地区	1	-	-	58	128	157	121	2	5	20	-	-	21	1
北部地区	43	16	8	26	68	117	130	-	1	1	-	-	40	-
本島 (合計)	46	17	8	144	294	495	505	8	9	36	7	-	77	1

資料：沖縄県災害誌

■ 大宜味村の被災集落と死傷者

字 名	死 亡(人)	負 傷(人)	埋没家屋(棟)
田嘉里	18	5	7
大兼久	7	4	4
大 保	3	3	—
津 波	10	4	—
合 計	38	16	11

資料：大宜味村史

・気象状況

09 日 09 時ヤップ島北西海上で発生し、10 日 21 時に台風となり、17 日未明、沖縄本島に接近しながら進み、那覇の南東約 50 km の海上を通過しました。このため、那覇では 16 日 19 時頃から 20 % 以上となり、17 日 08 時頃まで続きました。また、14 日 13 時頃から降り続いた雨は 16 日 12 時頃から強さを増し、同日 18 時頃から 17 日 02 時頃まで、1 時間雨量 20 mm 以上となり、17 日 06 時頃から並雨となって 19 日 00 時頃まで続きました。その間の雨の量は、琉球気象台創立以来の記録的な降雨となりました。（「沖縄県災害誌」昭和 52 年 2 月、沖縄県総務部消防防災課発行）

■ 気象表

観測所名	最低気圧		最大気圧		最大瞬間風速		降水量	
	気圧 (mb)	日/時 : 分	風向風速 (m/s)	日/時 : 分	風向風速 (m/s)	日/時 : 分	総雨量 (mm)	その期間
那覇	979.8	17/00 : 05	N 41.3	17/02 : 45	N 54.2	17/02 : 45	557.7	14~18
宮古島	984.3	16/07 : 00	N 32.0	16/08 : 01	N 44.8	16/08 : 43	202.9	14~16
石垣島	994.0	16/02 : 59	N 19.7	16/01 : 59 16/02 : 19	N 27.2	16/02 : 10	68.2	14~17
与那国島	1,001.4	15/16 : 24	N 22.3	15/23 : 27	NNE 28.0	15/20 : 54	5.6	14~16
久米島	992.8	16/15 : 32	N 26.2	16/16 : 35 16/16 : 36	NNE 39.5	16/16 : 12	194.5	15~17
南大東島	996.9	17/15 : 00	N 21.0	17/16 : 12	S 28.4	17/10 : 38	27.6	16~18

資料：沖縄県災害誌

■ シャーロット台風被害写真 ①



資料：大宜味村教育委員会

■ シャーロット台風被害写真 ②



資料：大宜味村教育委員会

■ シャーロット台風被害写真③



資料：大宜味村教育委員会

■ シャーロット台風被害写真④



資料：大宜味村教育委員会

3.2 津波災害

■ 昭和 35 年 5 月 23 日 「チリ地震津波」

・被害状況

津波は沖縄本島中南部・北部の各地、石垣島、宮古島、その他の離島に襲来しましたが、被害は本島沿いに大きく、その他では軽微でした。

本島では名護市(旧久志村、羽地村)、うるま市(旧石川市)、その他の中・北部の各地で 24 日 05 時半頃から数回にわたり津波があり、06 時 30 分頃に最高水位に達しました。最高水位は、大浦湾に臨む名護市杉田で 385 mm (平均海面上) に達しました。

本村における被害は、住家浸水(床下) 87 戸、橋梁破壊 1 カ所、田畑の冠水 19 町でした。

■ 沖縄県市町村別被害の状況

市町村	死者 (人)	傷者 (人)	住家 (戸)		非住家 (戸)		住家浸水 (戸)		橋梁 (カ所)	道路 (カ所)	冠潮面積 (町)		船舶 5 トン (隻)
			全壊	半壊	全壊	半壊	床上	床下	破壊	決壊	水田	畑	流失
国頭村							20	20			8	3	
大宜味村								87	1		18	1	
東村								15	1	2	40	18	
羽地村	3		7	10	4	2	195	7	1	2	65	7	2
屋我地村							6	40	1	1	5	8	
今帰仁村								20			6		
本部町								98					
屋部村								12		1	5	10	
名護町							5	69					
久志村		1	7	16		26	91	174	2	3	67	8	2
宜野座村								40	1	1	21	2	
金武村									1		25	2	
石川市		1	5	49			202		1	1	68		
具志川村											15		
与那城村			1	4	4	2	75	175			21	5	3
勝連村											5		
知念村													1
平良市							8	23					
下地町								33				3	
合計	3	2	20	79	8	30	602	813	9	11	369	67	8

資料：沖縄県災害誌

・地震・津波状況

この津波を起こした地震の震源地は南米チリ南部沖(南緯 38°、西経 73.5°)で、マグニチュードは 8.25~8.5 の最大級の地震で、チリにおける被害は死者 909 名、行方不明 834 名、傷者 667 名、建物その他に甚大な被害が生じました。

我が国においては、24 日 2 時半頃到達し、三陸沿岸(5~6m)、志摩半島周辺で特に著しく死者 119 名、行方不明 20 名、全壊家屋 1,571 戸、流失家屋 1,259 戸、半壊 2,183 戸、床上浸水 19,863 戸、橋梁流失 44 カ所、船舶沈没 94 隻、流失 1,036 隻、破損 1,143 隻等、甚大な被害が生じました。

(「沖縄県災害誌」昭和 52 年 2 月、沖縄県総務部消防防災課発行)

3.3 高潮の浸水想定

県は、本県に來襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定して、平成 18 年度に本島沿岸域を対象に、波浪と高潮による浸水区域を予測しています。予測結果の概要は次のとおりです。

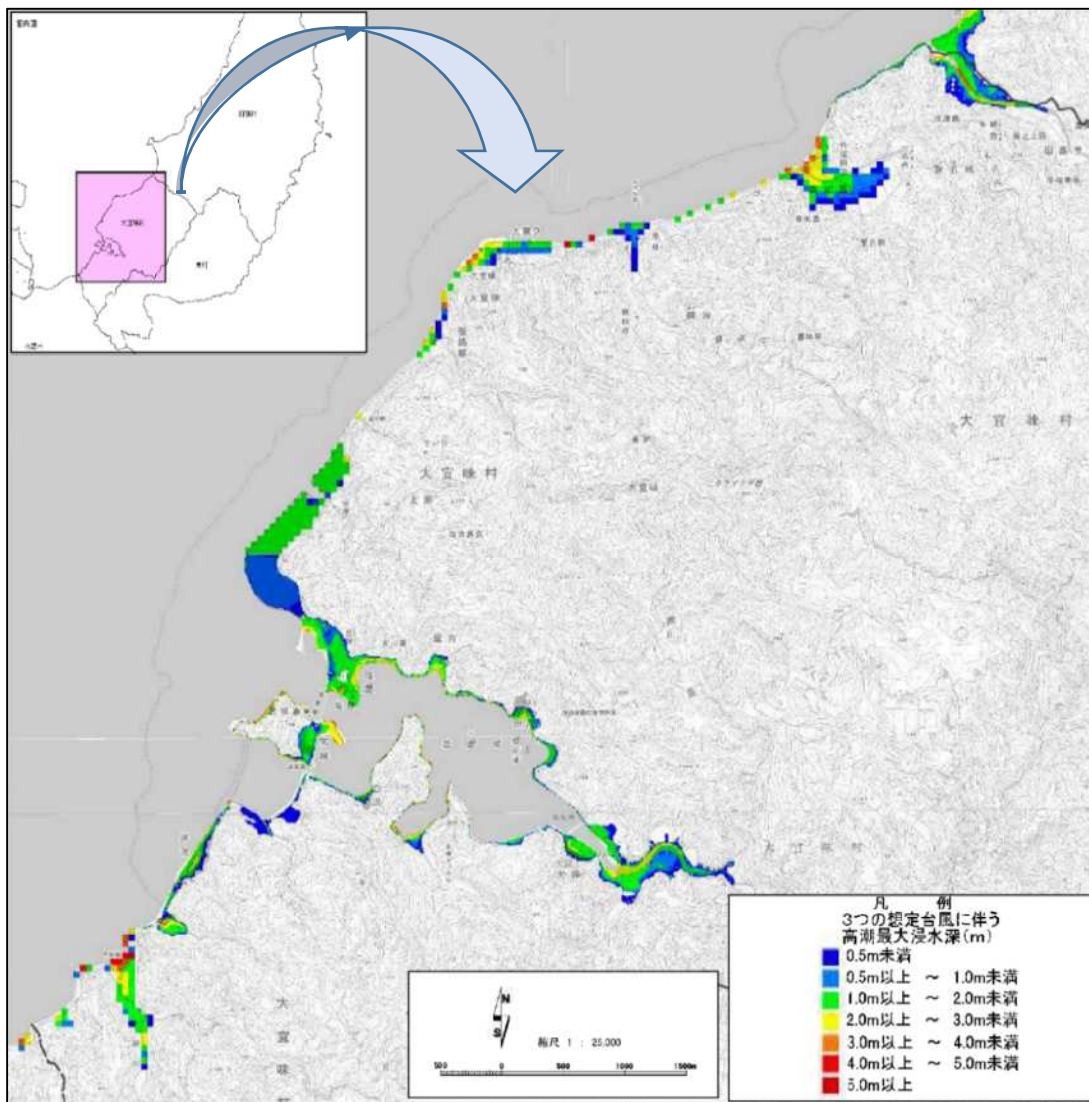
本村の高潮の浸水想定については、海岸近くの低地などで、高潮による浸水被害を受ける危険性が高くなっており、大兼久地区、津波地区の一部では 5m 以上の浸水深が想定されています。また、塩屋湾の奥の方にあたる田港地区や大保地区では、吹き寄せられた海水は湾の外へ流れにくいいため、高潮が起こりやすくなっています。

■ 高潮浸水想定概要

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	① 沖縄本島西側を北上	本島南部では、海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。
	② 沖縄本島南側を西進	
	③ 沖縄本島東側を北上	

資料：沖縄県地域防災計画（平成 30 年 3 月修正）

■ 村内の高潮浸水予測図



資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査

3.4 地震及び津波の被害想定

「沖縄県地震被害想定調査」(平成 25 年度)に基づく、本村の地震の予測結果として、死者数は沖縄本島南東沖地震 3 連動のケースが 78 人と最も多く、次いで沖縄本島東方沖地震の 72 人であり、そのほとんどは津波によるものです。建物被害(全壊)についても、沖縄本島南東沖地震 3 連動のケースが 555 棟と最も多く、次いで沖縄本島東方沖地震の 474 棟であり、その多くが津波によるものです。ライフラインについても、沖縄本島南東沖地震 3 連動のケースが最も多く、地震直後の断水人口は 3,165 人とほぼ全世帯で断水となり、停電軒数も 1,795 軒にのぼり、全世帯での停電が想定されています。その他、各想定地震の被害量は、次のとおりです。

■ 村域における地震・津波被害予測一覧

想定項目			沖縄本島南部スラブ内地震	八重山諸島南東沖地震	沖縄本島南東沖地震	沖縄本島東方沖地震	久米島北方沖地震	沖縄本島北西沖地震	沖縄本島南東沖地震 3 連動	八重山諸島南方沖地震 3 連動	沖縄本島北部スラブ内地震	
建物被害	全壊棟数(棟)	揺れ	14	0	16	22	3	3	101	0	117	
		液状化	34	10	34	34	34	34	34	10	34	
		土砂災害	6	0	6	11	5	5	16	0	16	
		津波	0	0	0	405	59	390	402	0	0	
		地震火災	0	0	0	2*3	1*3	2*3	2*3	0	1*3	
	合計	53	10	55	474*3	102*3	433*3	555*3	10	168*3		
	半壊棟数(棟)	揺れ	92	1	104	105*1	26*1.2	17*1	256*1	2	363*1.2	
		液状化	40	12	40	33*1	39*1.2	31*1	33*1	12	40*1.2	
		土砂災害	13	0	14	26	12	12	38	0	38	
		津波	0	0	0	481*1	292*1.2	479*1	403*1	0	0	
合計		146	13	158	646*1	369*1.2	539*1	730*1	14	441*1.2		
人的被害	死者数(人)	建物倒壊	0*1	0	0*1	0*1	0*2	0*2	3*1	0	4*1	
		土砂災害	0*1	0	0*1	1*1	0*1	1*1	1*1	0	1*1	
		津波	0	0	0	71*1	12*1	34*1	74*1	0	0	
		地震火災	0	0	0	0*3	0*3	0*3	0*3	0	0*3	
		ブロック塀	0*3	0	0*3	0*3	0*3	0*3	0*3	0*3	0*3	
	合計	1*1	0	1*1	72*1	12*1	34*1	78*1	0*3	6*1		
	負傷者数(人)	建物倒壊	19*1	0*2	22*1	23*1	6*2	4*2	65*1	0*2	88*1	
		土砂災害	1*1	0	1*1	1*1	1*1	1*1	2*1	0	2*1	
		津波	0	0	0	1,335*1	291*1	616*1	1,363*1	0	0	
		地震火災	0	0	0	1*3	0*3	1*3	1*3	0	0*3	
		ブロック	0*3	0*3	0*3	1*3	0*3	0*3	1*3	0*3	1*3	
		合計	20*1	0*2	22*1	1,359*1	296*1	620*1	1,430*1	0*2	90*1	
		重傷者数(人)	建物倒壊	2*2	0	2*2	3*2	0*2	0*2	10*1	0	12*1
			土砂災害	0*1	0	0*1	1*1	0*1	0*1	1*1	0	1*1
			津波	0	0	0	456*1	99*1	210*1	468*1	0	0
			地震火災	0	0	0	0*3	0*3	0*3	0*3	0	0*3
	ブロック塀		0*3	0	0*3	0*3	0*3	0*3	0*3	0*3	0*3	
	合計	2*2	0	2*2	458*1	100*1	210*1	479*1	0*3	13*1		
	軽症者数(人)	建物倒壊	18*1	0*2	20*1	21*1	5*2	4*2	55*1	0*2	76*1	
		土砂災害	0*1	0	0*1	1*1	0*1	0*1	1*1	0	1*1	
		津波	0	0	0	879*1	192*1	407*1	895*1	0	0	
		地震火災	0	0	0	0*3	0*3	0*3	0*3	0	0*3	
		ブロック塀	0*3	0*3	0*3	0*3	0*3	0*3	1*3	0*3	1*3	
	合計	18*1	0*2	20*1	901*1	197*1	410*1	951*1	0*2	77*1		
	要救助者数(人)	地震	3*2	0	3*2	4*2	1*2	1*2	17*1	0	21*1	
津波に伴う要搜索者数(人)		0	0	0	1,406*1	302*1	651*1	1,436*1	0	0		
ライフライン被害	上下水道	断水人口(人) 直後	2,531	0	2,643	2,907	948	1,143	3,165	3	3,157	
		支障人口(人) 直後	33	0	33	91	91	91	91	0	36	
	電力	停電軒数(軒) 直後	275	0	280	1,532*3	214*3	1,301*3	1,795*3	0	821*3	
		通信施設	不通回線数(回線) 直後	80	0	82	568	92*3	520	633	0	244
交通施設	道路	道路(箇所)	14	3	14	19	12	15	23	3	19	
		道路施設(箇所)	5	0	5	5	5	5	5	0	5	
	港湾・漁港	港湾(箇所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		漁港(箇所)	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
生活機能支障	物資不足量	食(食) 1~3日	436*3	0	407*3	4,606*3	2,300*3	0	7,027*3	0	0	
		飲料水(ℓ) 1~3日	14,663	0	15,308	16,604	3,662	0	19,200	0	18,408	
		毛布(枚)	98*3	11	103	2,089*3	1,049*3	1,929*3	2,154*3	14	303*3	
災害廃棄物被害(万t)	災害瓦礫発生量	0	0	0	3*3	1*3	3*3	4*3	0	1*3		
	津波堆積物発生量	0	0	0	13	7	13	13	0	0		
避難者	避難所内(人) 1日後	49	7	52	1,046*3	528*3	1,019*3	1,077*3	7	152*3		
	避難所外(人) 1日後	33	5	34	527*3	268*3	512*3	547*3	5	102*3		
災害時要援護者被害(人) 1日後	15	2	16	319*3	161*3	310*3	328*3	2	46*3			

■ : 各想定項目における最大値 *1: 冬深夜 *2: 夏 12 時 *3: 冬 18 時

資料: 沖縄県地震被害想定調査(平成 25 年度)

3.5 津波の浸水想定

沖縄県では、「最大クラスの津波」（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）に基づき、最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測されています。

本村において、津波の浸水想定については、喜如嘉地区周辺で、地震発生後 36 分で最大遡上高 10.3 m、大宜味地区周辺では地震発生後 37 分で最大遡上高 7.9m、大保地区周辺では地震発生後 47 分で最大遡上高 4.4m、塩屋地区周辺では、地震発生後 39 分で最大遡上高 5.7m、平南川河口周辺では地震発生後 38 分で最大遡上高 5.2mの津波が襲来すると想定されています。

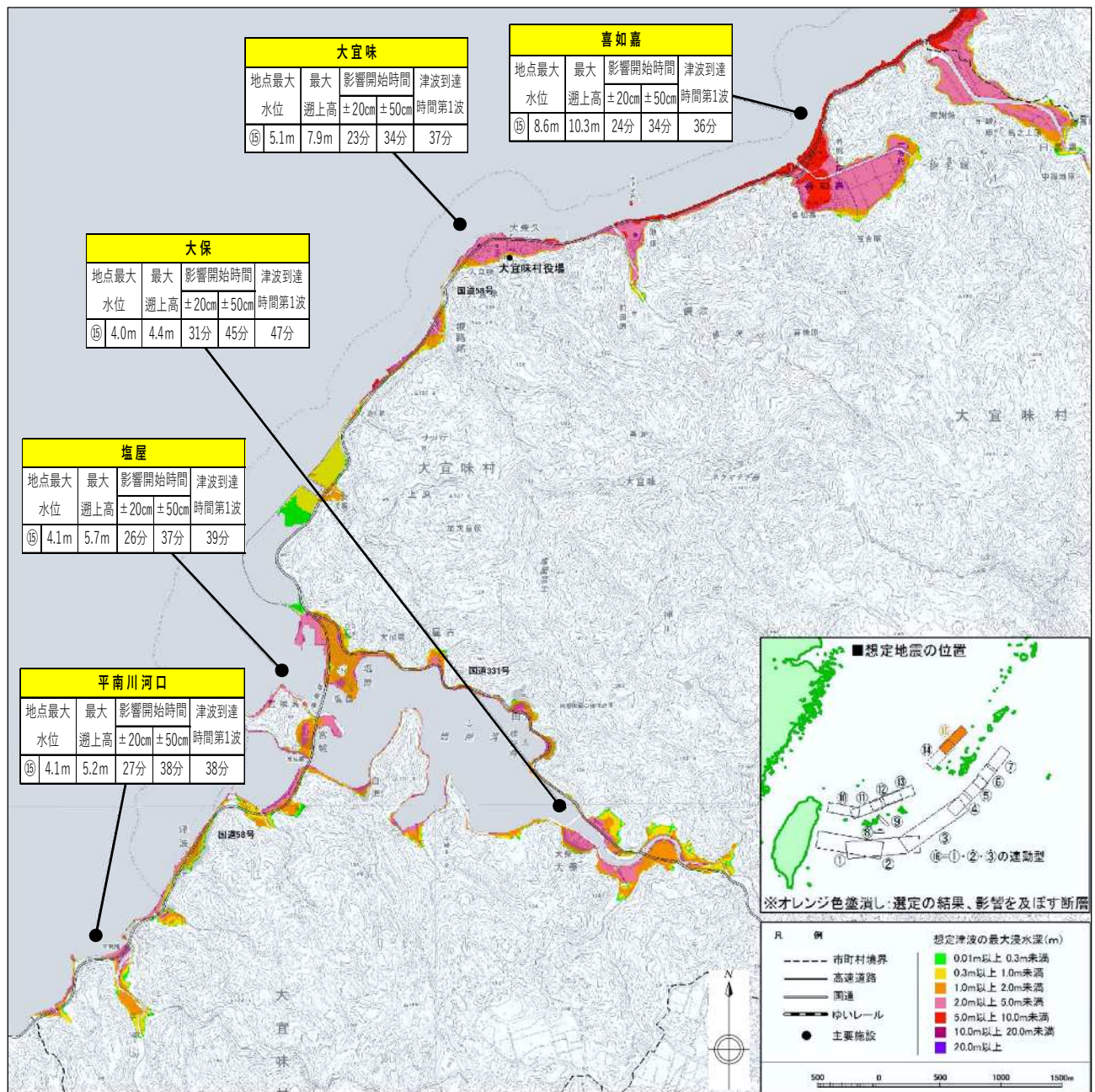
■「沖縄県津波被害想定調査」（平成 26 年度）津波浸水想定モデル（本村に関する想定地震）

想定地震	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード※1
沖縄本島北西沖地震	130 km	40 km	8m	8.1

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードを示します。

資料：沖縄県津波浸水想定について（解説）

■ 津波浸水想定図



● 用語の説明(津波予測図)

- ・地点最大水位 : 評価地点における最大津波水位
- ・最大遡上高 : 各地区で津波が到達する最も高い標高
- ・影響開始時間 : 地震発生から海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間 (±20 cm)
- ・影響開始時間 : 地震発生から避難に影響が出る恐れのある水位上昇が生じるまでの時間 (±50cm)
- ・津波到達時間 : 地震発生から、津波第1波のピークが海岸に到達するまでの時間

3.6 土砂災害（危険箇所・区域等）

山林が多く占める本村において、県より急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの土砂災害警戒区域等、危険箇所が指定されています。なお、これら・危険箇所・区域等は表層崩壊を想定しています。

3.6.1 土砂災害危険箇所

本村における地すべり危険箇所の指定は無し、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰは39箇所、Ⅱは11箇所となっています。土石流危険渓流Ⅰは23箇所、Ⅱは2箇所となっています。

■ 土砂災害危険箇所の状況

令和2年4月1日現在

急傾斜地崩壊危険箇所※1			地すべり※2 危険箇所	土石流危険渓流※3		
I	II	III		I	II	III
39	11	—	—	23	2	—

資料：令和2年度 沖縄県水防計画

■ 土砂災害危険箇所の地域・地区ごとの指定状況

急傾斜地崩壊危険箇所				土石流危険渓流区域			
I		II		I		II	
田嘉里	4	—		—		—	
謝名	4	—		謝名城	2	—	
喜如嘉	7	喜如嘉	3	喜如嘉	2	—	
饒波	3	饒波	1	饒波	1	饒波	1
大兼久	1	—		大兼久	1	—	
大宜味	1	安根	1	大宜味	1	—	
根路銘	2	根路銘	3	根路銘	1	根路銘	1
塩屋	6	—		塩屋	4	—	
屋古	2	—		屋古	2	—	
田港	1	白浜	2	田港	1	—	
大保	1	—		—		—	
津波	6	—		津波	6	—	
宮城原	1	—		—	1	—	
—		—		上原		—	
—		押川	1	押川	1	—	

資料：令和2年度 沖縄県水防計画

(※【別紙1】 資料1-1 急傾斜地崩壊危険箇所 資料1-2 土石流危険渓流参照)

※1「急傾斜地崩壊危険箇所」

がけ崩れにより人的災害を起こす危険のある所を急傾斜地崩壊危険箇所と言います。急傾斜地崩壊危険箇所は次の3項目に分かれます。

急傾斜地崩壊危険箇所	
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	被害想定区域内に人家5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設等のある場合を含む)ある箇所。
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	災害想定区域内に人家が1~4戸ある箇所。
急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ	被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

※2「地すべり危険箇所」

地形図や過去の災害履歴などから判断して地すべりが発生する可能性があり、人家、河川、鉄道、官公署に被害を生ずるおそれのあるところを言います。

※3「土石流危険渓流箇所」

土石流被害をもたらす恐れのある渓流を土石流危険渓流と言います。土石流危険渓流は次の3項目に分かれます。

土石流危険渓流	
土石流危険渓流Ⅰ	土石流危険区域内に人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設等のある場合を含む)ある場合の当該区域に流入する渓流。
土石流危険渓流Ⅱ	土石流危険区域内に人家が1~4戸ある場合の当該区域に流入する渓流。
土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ	土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内にあること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流。

3.6.2 土砂災害警戒区域等

本村において「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)」に基づく指定区域は、令和2年3月23日現在で85箇所が指定されています。

■ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定状況

	土砂災害警戒区域(イエローゾーン) ^{※1}				土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) ^{※2}			
	急傾斜地の崩壊 (未指定)	土石流	地すべり	計	急傾斜地の崩壊 (未指定)	土石流 (未指定)	地すべり	計
指定 箇所数	59 (14)	26	—	85	0 (59)	0 (19)	—	0 (78)

資料：沖縄県北部土木事務所土砂災害警戒区域指定状況

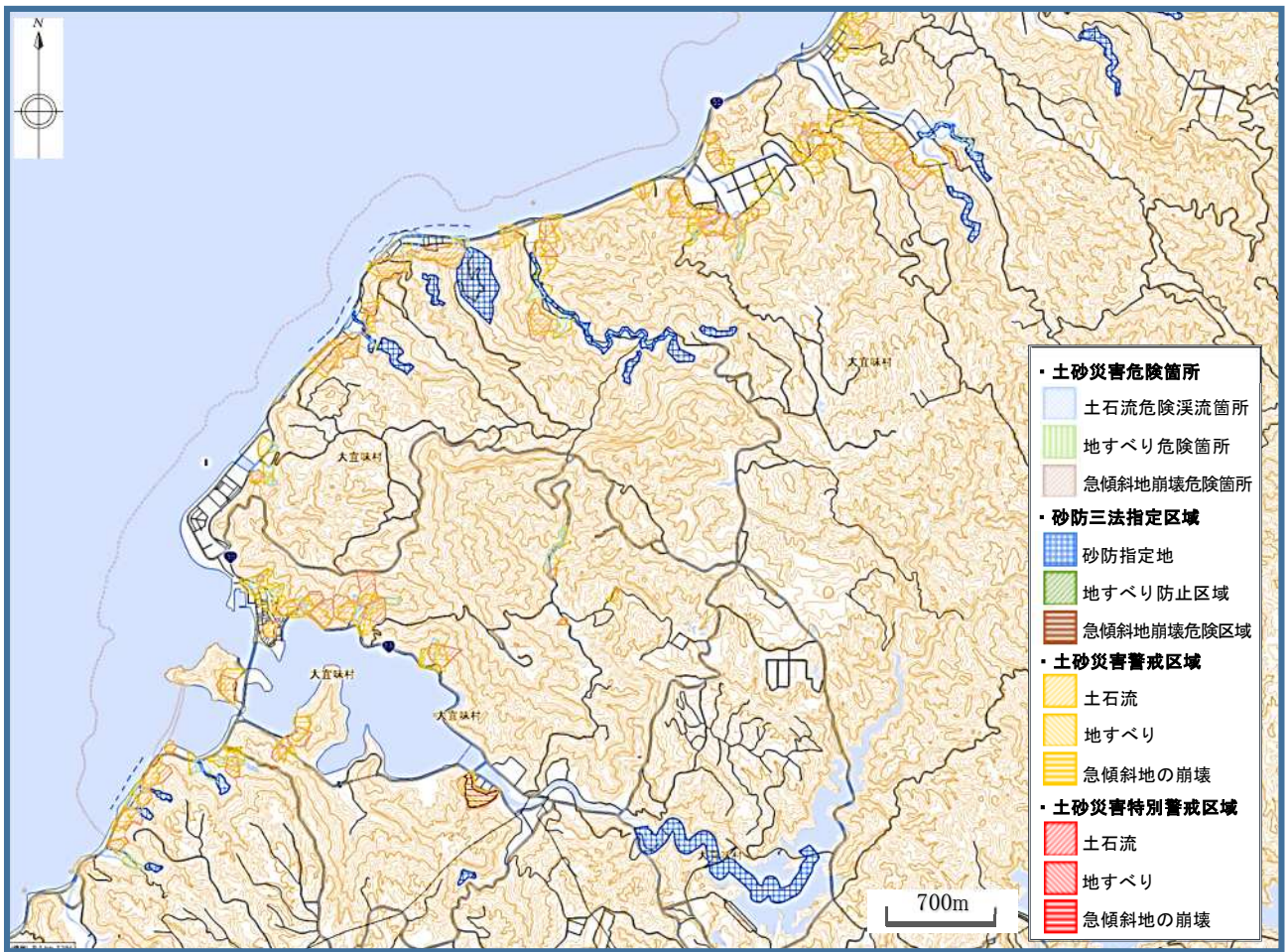
※1 土砂災害警戒区域(通称：イエローゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

※2 土砂災害特別警戒区域(通称：レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損害が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

■ 土砂災害警戒区域等位置図



資料：沖縄県地図情報システム(土砂災害危険箇所)

3.7 本村及び周辺における主要災害の被害記録

■平成16年～24年

年月日		災害種類	被害概況		
平成	月 日		家屋被害	土木被害	その他
16	10月20日	台風23号	●床下浸水5戸 ・津波（ガジナ地区）		●農産被害 約8,456,000円
17	9月5日	台風14号	●床上浸水 ・津波1戸 ●床下浸水 計：9戸 ・津波5戸 ・喜如嘉3戸 ・大保1戸		
18	6月18日	大雨	●床下浸水 計3戸 ・津波	●道路冠水 計：2箇所 ・村道海染線通行止め（江洲） ・県道9号線通行止め（大保） ●がけ崩れ 計：1箇所 ・押川線通行止め（押川）	
22	5月29日	大雨		●地すべり 計：5箇所 （大兼久、塩屋、押川、江洲、津波区）	
	8月31日 ～9月1日	台風7号	一部損壊1戸	●倒木による通行不能 ・林道（大兼久林道） ・村道（大宜味線、根路銘線 押川線、ガタ原線）	●農産被害額 約3,550,000円 ●避難 計：2人（公民館）
	10月28日	台風14号		●地すべり 計：2箇所 （謝名城、押川区）	
23	8月3日 ～6日	台風9号		●土砂崩れ 計：14箇所	●塩屋大橋にて保冷車の横転事故 ●塩屋、大保区域内、道の駅において冠水
24	8月26日	台風15号	●床下浸水 計：24戸 ・饒波18戸 ・根路銘2戸 ・塩屋1戸 ・大保3戸	●道路通行止め 計：10件 （地すべり、倒木による） ・国道58号（根路銘区、喜如嘉区～浜区間） ・村道（城線、謝名城作業線、 ●田嘉里川氾濫	●避難（公民館）計：154人 （田嘉里40人、謝名城6人、 喜如嘉15人、饒波41人、根路銘 20人、塩屋10人、田港2人、大 保14人、白浜1人、津波5人） ●農産被害 約1,370,000円
	9月16日	台風16号	●床上浸水 （大保11戸） ●床下浸水は村内各地発生	●国道331号通行止め （道路冠水のため） ●喜如嘉区民家裏山崩れ （喜如嘉売店近く） ●村道路肩崩壊 （村道饒波石山線） ●地すべりによる崩壊 （村道腰間線） ●安根河川敷崩壊	●避難23人（公民館） ●村内各地で道路冠水 ●農産被害 約5,161,000円
	9月29日	台風17号	●床上浸水 （大保11戸、津波6戸） ●一部破損1戸		●農家被害額 約8,280,000円

資料：大宜味村地域防災計画（総務課）

■平成 25 年～31 年

平成	月 日	種類	被害地域	被害状況
25	10月4日 ～6日	台風23号	沖縄本島地方	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者：那覇市 3 人 ・農業被害：沖縄県全体 9,729ha 4 か所 2 億 9,887 万円 ・水産業被害：沖縄県全体 1 隻 2 か所 27 万円 ・停電：沖縄県全体 16,000 戸
26	10月10日 ～12日	台風19号	沖縄本島地方	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者：沖縄本島地方 25 人 ・床上浸水：1 件（与那原町板良敷） ・住家半壊：1 件（国頭村伊地） ・非住家全壊：1 件（本部町） ・農業被害：沖縄県全体 12,124ha 10 億 1,171 万円 ・水産業被害：沖縄県全体 16 隻 47 か所 12 億 1,351 万円 ・車両被害：1 件 ・停電：5 万 3500 戸 ・床下浸水：4 件 ・住家一部損壊：4 件 ・非住家一部損壊 2 件（宜野湾市、金武町） ・土砂災害：9 か所
27	5月11日 ～12日	台風6号	沖縄本島地方	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害：沖縄本島地方 1,098ha 2 億 7,124 万円 ・水産被害：沖縄本島地方 100 万円
	7月9日 ～11日	台風9号	沖縄本島地方	<ul style="list-style-type: none"> ・与那原町板良敷の海岸で遊泳中に 1 人行方不明となり 9 日遺体で発見された。 ・負傷者：沖縄本島地方 23 人 ・住家一部損壊：1 件（沖繩市宮里） ・非住家全壊：1 件（沖繩市知花） ・非住家一部損壊：1 件（沖繩市胡屋） ・農業被害：沖縄県全体 13,639ha 5 億 6,330 万円 ・水産被害：沖縄県全体 1 隻 7 件 6,028 万円 ・停電：沖縄本島地方約 4 万 2,200 戸 ・道路損壊：3 か所（北中城村和仁屋、大宜味村押川、うるま市勝連浜）
	8月22日 ～24日	台風15号	沖縄本島地方	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者：沖縄本島地方 5 人 ・道路損壊：1 件（本部町崎本部） ・道路冠水：1 件（本部町） ・停電：沖縄本島地方約 100 戸 ・農業被害：沖縄県全体 11,922ha 6 億 6,611 万円 ・水産被害：沖縄県全体 3 隻 18 件 6 億 3,420 万円 ・その他：沖縄本島乗用車破損
30	6月15日 ～17日	台風6号	沖縄地方全域	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者：1 名（八重瀬町） ・非住家被害：1 か所（うるま市） ・床上浸水：2 か所（伊是名村） ・停電：最大 6 市町村で 2,130 戸 ・農業被害（施設）：4 件 約 3,030 万円（国頭村、東村、名護市） ・畜産被害：1 件 約 98 万円（国頭村） ・林業被害：13 件 約 4,960 万円（国頭村、東村、名護市） ・道路冠水：2 か所（今帰仁村、伊是名村） ・土砂災害：3 か所（国頭村、大宜味村、伊是名村） ・床下浸水：9 か所（伊是名村、伊江村） ・水産被害：2 件 約 369 万円（国頭村、東村）
	7月10日 ～11日	台風8号	沖縄本島、先島諸島	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者：6 名（浦添市、那覇市、南城市、八重瀬町、宮古島市） ・停電：沖縄本島地方、先島諸島で最大 15,350 戸 ・農業被害（農作物）：約 2,519 万円（沖縄本島地方）
	9月27日 ～30日	台風24号	沖縄本島地方	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者：52 人（那覇市他） ・非住家一部損壊：3 か所 ・床上浸水：1 か所（南城市） ・道路冠水：4 か所（南城市玉城、沖縄市泡瀬、嘉手納町水釜、国道 449 号線） ・土砂崩れ：3 か所（豊見城市、本部町、読谷村） ・船舶被害：4 隻（沈没 1 隻、転倒 3 隻） ・農業被害（農作物）：約 9 億 1,584 万円（沖縄本島地方） ・農業被害（施設）：2 件 約 19 万円（沖縄本島地方） ・その他：小型船やボートの転覆、車両 1 台横転、信号機の故障 585 か所、電柱の折損 18 本、変圧器故障 45 台、道路の舗装めくれ 2 か所、焼却施設の煙突の折損 ・住家一部損壊：35 か所 ・道路損壊：5 か所 ・床下浸水：2 か所 ・停電：最大 250,690 戸（沖縄本島地方）
	10月3日 ～5日	台風25号	沖縄本島地方、先島諸島	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者：10 人（那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市） ・道路冠水：1 か所（沖縄市） ・土砂崩れ：2 か所（南風原町、浦添市） ・農業被害（農作物）：約 1 億 7,521 万円（沖縄本島地方） ・農業被害（施設）：1 件 約 18 万円（名護市） ・その他：通信障害（固定電話、インターネットなど最大 6,000 件以上故障） ・耕地冠水：1 か所（沖縄市） ・停電：最大 25,320 戸（沖縄県内全域）
31	9月3日 ～6日	台風13号	沖縄本島地方	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者：5 名（沖縄本島地方、宮古島地方） ・電力障害：最大 21,050 戸停電（沖縄本島地方） ・農業被害（農作物）：約 955 万円（沖縄本島地方）
	9月20日 ～22日	台風17号	沖縄本島地方	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡者：1 名（那覇市） ・住家被害：3 棟（沖縄本島地方） ・電力障害：約 38,940 戸停電（沖縄本島地方、宮古島地方） ・農業被害（農作物）：約 5,354 万円 ・負傷者：19 名（沖縄本島地方） ・土砂災害：1 か所（北中城村）

資料：沖縄気象台

第3章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方

「脆弱性評価」とは、大宜味村の大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し、評価するいわば村の健康診断であり、必要な施策の効率的・効果的な実施につながることから、本計画の策定を進める上で、必要不可欠なプロセスです。

本計画の取り組みにおいては、大規模自然災害発生時等、非常時における施策に加え、非常時を想定しつつ、平時の施策についても見直しを行う必要があることから、脆弱性評価は施策分野ごとに行うものです（法第17条第4項）。

また、達成すべき国土強靱化地域計画の目標を設定し、その妨げとなる事態として、仮に起きれば致命的な影響が生じるとされる「起きてはならない最悪の事態」を設定します（法第17条第3項）。

評価にあたっては、科学的知見に基づき総合的かつ客観的に行うとともに（法第17条第3項）、施策の進捗を把握するため、できる限り定量的に実施します。

2. 想定するリスク

村民生活・村民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに海難事故や航空機事故、人為的な要因による林野火災、あるいはテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、本村においては過去に発生した災害を踏まえ、本村に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とします。

3. 施策分野

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており（法第17条第4項）、大宜味村総合計画との整合に配慮するとともに、基本計画及び県計画に基づき設定しました。

個別施策分野としては、「安全・安心な住みよい村づくり（生活環境の整備）」、「歴史に学び人を育む文化の村づくり（教育・文化の振興）」、「健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり（保健・福祉の充実）」、「豊かな自然が生み出す活力ある村づくり（産業の振興）」、「総合計画の実現に向けて（行財政の健全化）」の5分野とするとともに、横断的の分野として、リスクコミュニケーション、老朽化対策の2分野としました。

4. 目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされており、国土強靱化基本計画及び県計画を参考とし、大宜味村の特性を考慮した8つの「事前に備えるべき目標」及び43の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定しました。

■事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

基本目標 (4)	事前に備えるべき目標 (8)	関連 番号	起きてはならない最悪の事態 (43)
①人命の保護が最大限図られること	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	集落内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり村土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
②村の重要な機能が致命的な障害をうけず維持されること	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
③村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	大宜味村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
④迅速な復旧復興を可能とすること	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

基本目標 (4)	事前に備えるべき目標 (8)	関連 番号	起きてはならない最悪の事態 (43)
①人命の保護が最大限図られること ②村の重要な機能が致命的な障害をうけず維持されること ③村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興を可能とすること	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	食料等の安定供給の停滞
		5-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止、異常渇水等により用水の供給の途絶
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	集落内での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-5		広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-6		貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
8-7		事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
8-8		国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	
8-9		赤土流出に伴う、海の環境悪化による水産業の衰退	

5. 評価の実施手順

- ① 各課において、43の「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現行施策を抽出し、現行施策で十分対応できているか、脆弱性の分析・評価を行いました。
- ② 評価結果を踏まえて、最悪の事態を回避するために必要な今後の施策の推進方針についてとりまとめました。また、各取組の進捗状況を把握する際、分析・評価にはできる限り指標を活用し、当該指標には「第5次大宜味村総合計画【後期計画】」の成果指標を用いました。

6. 評価結果のポイント

① ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせ

大宜味村における防災・減災等に資する施策は、現在実施中又は計画中の段階にあるものが多くなっています。想定を超える災害に対する実施能力や財源に限りがあることを踏まえ、施策をできるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要があります。

② 代替性・冗長性等の確保

最悪の事態の要因となる災害等に対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えません。特に、行政、エネルギー、情報通信、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ施設やシステム整備等により、代替性・冗長性等を確保する必要があります。

③ 他市町村等との連携

東日本大震災では、県域を越えた広域な範囲にわたり甚大な人的・物的被害が生じました。このことから、起きてはならない最悪の事態が発生した場合には、村のみならず県全体で甚大な被害が想定されるため、早期に復旧・復興できるよう、他市町村等と連携する必要があります。

④ 行政、村民、事業者などとの連携

個々の施策の実施主体は、行政だけでなく、村民、事業者など多岐にわたります。行政以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、行政における組織体制の強化や各実施主体への適切な支援が必要不可欠であるとともに、徹底した情報提供・共有や各実施主体間の連携が必要です。

第4章 施策ごとの推進方針

第2章で示した本村の地域特性や、第3章の脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための推進方針を以下に示します。

※リスクシナリオに対する推進施策を【別紙2】に、推進施策に係る個別事業を【別紙3】に取りまとめています。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1. 集落内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

○大規模災害対応力の強化【生活環境の整備・保健福祉の充実】

- ・防災訓練: 村内における災害による被害を軽減するための必要な訓練を実施し、関係機関相互の協力を図るとともに、住民の防災意識の高揚(防災講演会や防災フェア等)を図ります。
- ・自主防災組織育成計画: 本村においては集落毎に孤立した形態となっており、災害時における初動機の自主的な活動が重要となるため、各地域において自主防災組織の組織化を推進、育成強化を図ります。
- ・要配慮者の避難体制の強化: 平常時から地域において災害弱者の支援体制の整備に努めるとともに、災害時には避難誘導はもとより、避難所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等の措置等について推進します。また避難行動要支援者の名簿を更新し、平常時から住民同士の顔が見える関係を作るなど、地域の防災力を高めます。
- ・ボランティア団体などの支援・人材の育成、確保: 行政機関や地域社会におけるボランティアへの対応や取り組み、そしてボランティア(団体)や企業等が日常的に取り組むべき計画を支援・実施します。
- ・自治体間の応援体制の構築: 他市町村との応援体制を円滑にするため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を図ります。

○防災備蓄の整備・推進【生活環境の整備・保健福祉の充実】

- ・村において食料や医薬品、衛生材料及び生活必需品等を備蓄するにあたって、その保管する場所として備蓄倉庫等の整備を図るとともに、定期点検を実施します。また、民間事業所等と災害時における必要な食料や物資の確保について、本村との協定を推進します。

○防災業務用設備等の整備【生活環境の整備】

- ・災害発生時の即応体制を確立するため、防災業務にかかわる消防や水防、並びに通信及び救援救助などの設備の整備を図ります。
- ・国頭地区行政事務組合の機能強化: 国頭行政組合消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、救急における消防車両、機材の整備拡充を図ります。また、各集落には消火栓、消火水槽が設置されていますが、日頃より定期点検を実施するとともに整備拡充を図ります。

○避難所の整備【生活環境の整備】

- ・避難所の指定: 大規模な災害の発生または発生するおそれがある場合において、村民及び滞在者等の避難に万全を期するため予め避難場所指定を行うとともに、その整備を推進します。

・公園施設の整備:本村の公園においては、救助救出のための活動拠点等として機能するよう整備等、維持管理を図ります。また、来園者向けに海拔表示板や避難サインの設置等により、発災時だけでなく平常時より防災意識を高めていきます。そのために定期的に劣化点検や施設点検を実施し、適切な修繕・更新等を図ります。

・道の駅の防災機能強化:大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、県と連携した道の駅の防災機能強化を推進します。

○交通確保及び・緊急輸送基地の選定及び整備【生活環境の整備】

・災害時の輸送を効率的に行うため、県及び近隣市町村と調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、各輸送人員及び物資等の総合輸送体制を図ります。また、陸、海、空からと別々に輸送物資等が集積することを念頭に、緊急輸送基地を選定・整備することを推進します。

○道路施設整備【生活環境の整備】

・道路の倒壊や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、本村は沖縄県総合事務局及び県、関係団体等と協力し道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むことを推進します。また、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進します。

○橋梁の整備【生活環境の整備】

・道路橋:本村が管理する道路橋の維持管理費用をできるだけ抑制するため、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、修繕の必要な箇所を早期に発見し対処していくという予防保全型管理に取り組みます。

・農道橋:農道橋の保全対策の検討に必要な調査及び点検診断を行い、食料の安定供給、地域交通ネットワークの機能維持を図ります。

○農地防災事業の推進【産業の振興】

・地震・津波時の農地被害は、液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や津波等の二次災害として表面化します。これらへの対策として、地震津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害拡大防止に努めます。また、地震による破損などで決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある「ため池」について、ハザードマップ等による適切な情報の提供に努めます。

○建物等倒壊対策【生活環境の整備】

・公営住宅の老朽化:公営住宅は老朽化に伴い毎年修繕に係る費用が増大しており、建設年数が古いものは、公営住宅等長寿化計画を基に建替及びリフォームを含む検討を図ります。

・学校の施設安全対策:学校の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、計画的に学校施設の修繕、改修を図ります。学校設備の年次更新計画を策定し、計画的に学校設備の更新を図ります。また、各設備の定期的な検査や学校施設の日常安全点検、定期安全点検等を実施し、児童生徒の安全確保に取り組めます。

・住宅の耐震化・空き家対策:本村は、「沖縄県耐震促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、村誘致施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図ります。また、大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに、空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど総合的な空き家対策を実施します。

・公共建物の点検及び定期点検:発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の整備や耐震化を推進します。

1-2. 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

○港湾・海岸護岸の保全施設の整備【生活環境の整備・産業の振興】

- ・高潮対策:主要幹線道路である国道では隣接している住宅も多く、高潮等の災害に対する堤防、海岸護岸等の保全施設が既存しているが、保全機能として不十分もしくは未整備の箇所もあることから、災害予防としての整備強化を国や県と協力して促進します。
- ・水産基盤施設における防災対策の強化:台風等による波浪や地震・津波等に対して安全性が確保されていない漁港施設の機能強化を図ります。また、漁港海岸施設の長寿命化を図るため、施設の老朽化調査、機能診断を行い、機能保全計画を基に機能保全工事を行い、施設の定期制管理と長寿命化を図ります。

○大規模災害対応力の強化(再掲)【生活環境の整備・保健福祉の充実】

- ・防災訓練:村内における災害による被害を軽減するための必要な訓練を実施し、関係機関相互の協力を図るとともに、住民の防災意識の高揚(防災講演会や防災フェア等)を図ります。
- ・自主防災組織育成計画:本村においては集落毎に孤立した形態となっており、災害時における初動機の自主的な活動が重要となるため、各地域において自主防災組織の組織化を推進、育成強化を図ります。
- ・要配慮者の避難体制の強化:平常時から地域において災害弱者の支援体制の整備に努めるとともに、災害時には避難誘導はもとより、避難所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等の措置等について推進します。また避難行動要支援者の名簿を更新し、平常時から住民同士の顔が見える関係を作るなど、地域の防災力を高めます。
- ・ボランティア団体などの支援・人材の育成、確保:行政機関や地域社会におけるボランティアへの対応や取り組み、そしてボランティア(団体)や企業等が日常的に取り組むべき計画を支援・実施します。
- ・自治体間の応援体制の構築:他市町村との応援体制を円滑にするため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を図ります。

○防災備蓄の整備・推進(再掲)【生活環境の整備、保健福祉の充実】

- ・村において食料や医薬品、衛生材料及び生活必需品等を備蓄するにあたって、その保管する場所として備蓄倉庫等の整備を図るとともに、定期点検を実施します。また、民間事業所等と災害時における必要な食料や物資の確保について、本村との協定を推進します。

○防災業務用設備等の整備(再掲)【生活環境の整備】

- ・災害発生時の即応体制を確立するため、防災業務にかかわる消防や水防、並びに通信及び救援救助などの設備の整備を図ります。
- ・国頭地区行政事務組合の機能強化:国頭行政組合消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、救急における消防車両、機材の整備拡充を図ります。また、各集落には消火栓、消火水槽が設置されていますが、日頃より定期点検を実施するとともに整備拡充を図ります。

○避難所の整備(再掲)【生活環境の整備】

- ・大規模な災害の発生または発生するおそれがある場合において、村民及び滞在者等の避難に万全を期するため予め避難場所指定を行うとともに、その整備を推進します。
- ・公園施設の整備:本村の公園においては、救助救出のための活動拠点等として機能するよう整備等、維持管理を図ります。また、来園者向けに海拔表示板や避難サインの設置等により、発災時だけでなく平常時より防災意識を高めていきます。そのために定期的に劣化点検や施設点検を実施し、適切な修繕・更新等を図ります。
- ・道の駅の防災機能強化:大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、県と連携した道の駅の防災機能強化を推進します。

1-3. 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

○河川整備等【生活環境の整備】

- ・大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や集落内を流下する河川や下水道の整備等、国や県と協力して対策を実施します。特に、大保ダムから河口までの区域に大保川溢水の危険があることから、様々な情報を収集し、村の防災対策との連動を推進します。

○下水施設・排水路・し尿処理施設の整備【生活環境の整備】

- ・下水道施設等について、耐震・耐津波性、老朽化への対策を推進します。また、合併処理浄化槽の整備促進を図ります。
- ・名護市への委託処理を継続しつつ、し尿処理施設への負担金を支払ながら処理を行ないます。
- ・大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持修繕・改築を図ります。
- ・大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、被災した浄化槽の早期復旧のための体制を整備します。
- ・大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画(BCP)の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整えることを推進します。

1-4. 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり村土の脆弱性が高まる事態

○土砂災害対策【生活環境の整備、産業の振興】

- ・砂防事業:本村は県に、土石流による危険溪流・区域等に対処するための警戒避難基準に関する資料の提供を求め、県と調整を図りながら警戒体制の整備を推進します。また、警戒避難基準をはじめ、日頃から土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応策等について、地域住民への周知を図ります。
- ・急傾斜地崩壊防止事業:県に急傾斜地崩壊防止対策事業の促進を図るとともに、警戒避難体制の整備を推進します。

- ・土砂災害対策事業:山間地を多く抱え土砂災害危険箇所が多数存在することから、村は土砂災害のおそれのある区域を県知事に要請し、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定を受けるとともに、ハザードマップ等により住民に周知を図ります。

○治山の整備【生活環境の整備、産業の振興】

- ・森林法(昭和26年法律第249号)第5条1項の規定により、地域森林計画を定め計画的に事業を推進します。特に①保安林の浸食防止及び強化②森林の水源かん養機能の強化③山地災害危険地対策④生活環境保全林の整備強化を緊急かつ計画的に実施します。

1-5. 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○情報・通信の整備【生活環境の整備】

- ・災害情報を迅速に収集・伝達するため、通信施設及び設備等の整備対策を推進します。
- ・村民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、防災行政無線を活用するとともに、報道機関等との連携体制を構築することを推進します。
- ・災害時における電気通信手段確保のため、NTT 西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき実施します。村及び各電気通信事業者は、災害時の通信を図るため、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置することを推進します。
- ・被災時の運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を図る必要があります。

○外国人に対する情報提供の配慮【産業の振興】

- ・外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等の情報提供に努めるとともに、国際交流団体、民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制の構築を推進します。

○防災業務用設備等の整備(再掲)【生活環境の整備】

- ・災害発生時の即応体制を確立するため、防災業務にかかわる消防や水防、並びに通信及び救援救助などの設備の整備を図ります。
- ・国頭地区行政事務組合の機能強化:国頭行政組合消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、救急における消防車両、機材の整備拡充を図ります。また、各集落には消火栓、消火水槽が設置されていますが、日頃より定期点検を実施するとともに整備拡充を図ります。

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1. 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

○水道施設【生活環境の整備】

- ・村における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図ります。
- ・「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備を図ります。

○省エネルギー対策【生活環境の整備】

- ・電力基盤の安定供給について関係機関と連携して取り組むとともに、電力事業者の供給負荷低減のために省エネ対策として、平時から村内施設の照明器具をLEDに変更をする等の取り組みを推進します。
- ・避難経路の街路灯にLEDを設置し環境対策(地球温暖化防止計画等)や省エネルギー対策を図ります。

○食育の推進【教育・文化の振興】

- ・平時より学校給食により備蓄食を配給し栄養管理、衛生面や食物アレルギー対応食品等を含め食育に係る啓発活動を行っており、今後とも備蓄食の整備、食育の啓発を推進します。

○電力会社の協力体制【生活環境の整備】

- ・災害時における電力供給を図るため、沖縄電力と十分連絡を取れる体制を構築することを推進します。

○避難所の整備(再掲)【生活環境の整備】

- ・大規模な災害の発生または発生するおそれがある場合において、村民及び滞在者等の避難に万全を期するため予め避難場所指定を行うとともに、その整備を推進します。
- ・公園施設の整備:本村の公園においては、救助救出のための活動拠点等として機能するよう整備等、維持管理を図ります。また、来園者向けに海拔表示板や避難サインの設置等により、発災時だけでなく平常時より防災意識を高めていきます。そのために定期的に劣化点検や施設点検を実施し、適切な修繕・更新等を図ります。
- ・道の駅の防災機能強化:大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、県と連携した道の駅の防災機能強化を推進します。

○防災備蓄の整備・推進(再掲)【生活環境の整備、保健福祉の充実】

- ・村において食料や医薬品、衛生材料及び生活必需品等を備蓄するにあたって、その保管する場所として備蓄倉庫等の整備を図るとともに、定期点検を実施します。また、民間事業所等と災害時における必要な食料や物資の確保について、本村との協定を推進します。

○防災業務用設備等の整備(再掲)【生活環境の整備】

- ・災害発生時の即応体制を確立するため、防災業務にかかわる消防や水防、並びに通信及び救援救助などの設備の整備を図ります。
- ・国頭地区行政事務組合の機能強化
国頭行政組合消防本部は人員に限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、救急における消防車両、機材の整備拡充を図ります。また、各集落には消火栓、消火水槽が設置されていますが、日頃より定期点検を実施するとともに整備拡充を図ります。

2-2. 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

○建物等倒壊対策(再掲)【生活環境の整備】

- ・公営住宅の老朽化:公営住宅は老朽化に伴い毎年修繕に係る費用が増大しており、建設年数が古いものは、公営住宅等長寿化計画を基に建替及びリフォームを含む検討を図ります。
- ・学校の施設安全対策:学校の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、計画的に学校施設の修繕、改修を図ります。学校設備の年次更新計画を策定し、計画的に学校設備の更新を図ります。また、各設備の定期的な検査や学校施設の日常安全点検、定期安全点検等を実施し、児童生徒の安全確保に取り組みます。
- ・住宅の耐震化・空き家対策:本村は、「沖縄県耐震促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、村誘致施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図ります。また、大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに、空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど総合的な空き家対策を実施します。
- ・公共建物の点検及び定期点検:発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の整備や耐震化を推進します。

○情報・通信の整備(再掲)【生活環境の整備】

- ・災害情報を迅速に収集・伝達するため、通信施設及び設備等の整備対策を推進します。
- ・村民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、防災行政無線を活用するとともに、報道機関等との連携体制を構築することを推進します。
- ・災害時における電気通信手段確保のため、NTT 西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき実施します。村及び各電気通信事業者は、災害時の通信を図るため、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置することを推進します。
- ・被災時の運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を図る必要があります。

○防災備蓄の整備・推進(再掲)【生活環境の整備、保健福祉の充実】

- ・村において食料や医薬品、衛生材料及び生活必需品等を備蓄するにあたって、その保管する場所として備蓄倉庫等の整備を図るとともに、定期点検を実施します。また、民間事業所等と災害時における必要な食料や物資の確保について、本村との協定を推進します。

・被災時の運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を図る必要があります。

○防災業務用設備等の整備(再掲)【生活環境の整備】

・災害発生時の即応体制を確立するため、防災業務にかかわる消防や水防、並びに通信及び救援救助などの設備の整備を図ります。

・国頭地区行政事務組合の機能強化:国頭行政組合消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、救急における消防車両、機材の整備拡充を図ります。また、各集落には消火栓、消火水槽が設置されていますが、日頃より定期点検を実施するとともに整備拡充を図ります。

○交通確保及び・緊急輸送基地の選定及び整備(再掲)【生活環境の整備】

・災害時の輸送を効率的に行うため、県及び近隣市町村と調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、各輸送人員及び物資等の総合輸送体制を図ります。また、陸、海、空からと別々に輸送物資等が集積することを念頭に、緊急輸送基地を選定・整備することを推進します。

2-3. 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

○交通規制対策【生活環境の整備】

・大規模災害時、被災地への車両の過剰な流入を抑制し、緊急車両等の通行を確保するため、沖縄総合事務局及び県、関係団体等と協力し、災害後速やかに道路の被害状況を把握する連携体制を強化します。

○建物等倒壊対策(再掲)【生活環境の整備】

・公営住宅の老朽化:公営住宅は老朽化に伴い毎年修繕に係る費用が増大しており、建設年数が古いものは、公営住宅等長寿化計画を基に建替及びリフォームを含む検討を図ります。

・学校の施設安全対策:学校の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、計画的に学校施設の修繕、改修を図ります。学校設備の年次更新計画を策定し、計画的に学校設備の更新を図ります。また、各設備の定期的な検査や学校施設の日常安全点検、定期安全点検等を実施し、児童生徒の安全確保に取り組みます。

・住宅の耐震化・空き家対策:本村は、「沖縄県耐震促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、村誘致施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図ります。また、大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに、空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど総合的な空き家対策を実施します。

・公共建物の点検及び定期点検:発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の整備や耐震化を推進します。

○避難所の整備(再掲)【生活環境の整備】

・大規模な災害の発生または発生するおそれがある場合において、村民及び滞在者等の避難に万全を期するため予め避難場所指定を行うとともに、その整備を推進します。

・公園施設の整備:本村の公園においては、救助救出のための活動拠点等として機能するよう整備等、維持管理を図ります。また、来園者向けに海拔表示板や避難サインの設置等により、発災時だけでなく平常時より防災意識を高めていきます。そのために定期的に劣化点検や施設点検を実施し、適切な修繕・更新等を図ります。

・道の駅の防災機能強化:大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、県と連携した道の駅の防災機能強化を推進します。

○防災備蓄の整備・推進(再掲)【生活環境の整備・保健福祉の充実】

・村において食料や医薬品、衛生材料及び生活必需品等を備蓄するにあたって、その保管する場所として備蓄倉庫等の整備を図るとともに、定期点検を実施します。また、民間事業所等と災害時における必要な食料や物資の確保について、本村との協定を推進します。

○防災業務用設備等の整備(再掲)【生活環境の整備】

・災害発生時の即応体制を確立するため、防災業務にかかわる消防や水防、並びに通信及び救援救助などの設備の整備を図ります。

・国頭地区行政事務組合の機能強化:国頭行政組合消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、救急における消防車両、機材の整備拡充を図ります。また、各集落には消火栓、消火水槽が設置されていますが、日頃より定期点検を実施するとともに整備拡充を図ります。

○交通確保及び・緊急輸送基地の選定及び整備(再掲)【生活環境の整備】

・災害時の輸送を効率的に行うため、県及び近隣市町村と調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、各輸送人員及び物資等の総合輸送体制を図ります。また、陸、海、空からと別々に輸送物資等が集積することを念頭に、緊急輸送基地を選定・整備することを推進します。

2-4. 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

○水道施設(再掲)【生活環境の整備】

・村における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図ります。

・「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備を図ります。

○情報・通信の整備(再掲)【生活環境の整備】

・災害情報を迅速に収集・伝達するため、通信施設及び設備等の整備対策を推進します。

・村民に防災に関する情報が迅速かつ確に周知・広報できるよう、防災行政無線を活用するとともに、報道機関等との連携体制を構築することを推進します。

・災害時における電気通信手段確保のため、NTT 西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき実施します。村及び各電気通信事業者は、災害時の通信を図るため、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信

経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置することを推進します。

- ・被災時の運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を図る必要があります。

○避難所の整備(再掲)【生活環境の整備】

- ・大規模な災害の発生または発生するおそれがある場合において、村民及び滞在者等の避難に万全を期するため予め避難場所指定を行うとともに、その整備を推進します。
- ・公園施設の整備:本村の公園においては、救助救出のための活動拠点等として機能するよう整備等、維持管理を図ります。また、来園者向けに海拔表示板や避難サインの設置等により、発災時だけでなく平常時より防災意識を高めていきます。そのために定期的に劣化点検や施設点検を実施し、適切な修繕・更新等を図ります。
- ・道の駅の防災機能強化:大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、県と連携した道の駅の防災機能強化を推進します。

○防災備蓄の整備・推進(再掲)【生活環境の整備、保健福祉の充実】

- ・村において食料や医薬品、衛生材料及び生活必需品等を備蓄するにあたって、その保管する場所として備蓄倉庫等の整備を図るとともに、定期点検を実施します。また、民間事業所等と災害時における必要な食料や物資の確保について、本村との協定を推進します。

○交通確保及び・緊急輸送基地の選定及び整備(再掲)【生活環境の整備】

- ・災害時の輸送を効率的に行うため、県及び近隣市町村と調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、各輸送人員及び物資等の総合輸送体制を図ります。また、陸、海、空からと別々に輸送物資等が集積することを念頭に、緊急輸送基地を選定・整備することを推進します。

2-5. 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

○医療体制の充実【保健福祉の充実】

- ・平時、災害時ともに医療機能を維持するために、医療機器等の整備・更新を図ります。
- ・民間の病院、診療所の耐震化、耐災害性の強化を推進します。
- ・災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、定期予防接種の接種率向上に努めるとともに、避難所でのノロウイルスやインフルエンザ、コロナウイルス等の流行に備え、消毒薬剤やマスクなどの備蓄を推進します。
- ・本村の医療施設(村立診療所・村立歯科診療所)の大規模改修や更新については、国や県の補助メニューを活用し検討します。
- ・救護所における医療活動に必要な電源を確保するため、非常用電源設備の整備を推進します。

○建物等倒壊対策(再掲)【生活環境の整備】

- ・公営住宅の老朽化:公営住宅は老朽化に伴い毎年修繕に係る費用が増大しており、建設年数が古いものは、公営住宅等長寿化計画を基に建替及びリフォームを含む検討を図ります。

- ・学校の施設安全対策:学校の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、計画的に学校施設の修繕、改修を図ります。学校設備の年次更新計画を策定し、計画的に学校設備の更新を図ります。また、各設備の定期的な検査や学校施設の日常安全点検、定期安全点検等を実施し、児童生徒の安全確保に取り組みます。
- ・住宅の耐震化・空き家対策:本村は、「沖縄県耐震促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、村誘致施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図ります。また、大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに、空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど総合的な空き家対策を実施します。
- ・公共建物の点検及び定期点検:発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の整備や耐震化を推進します。

○大規模災害対応力の強化(再掲)【生活環境の整備・保健福祉の充実】

- ・防災訓練:村内における災害による被害を軽減するための必要な訓練を実施し、関係機関相互の協力を図るとともに、住民の防災意識の高揚(防災講演会や防災フェア等)を図ります。
- ・自主防災組織育成計画:本村においては集落毎に孤立した形態となっており、災害時における初動機の自主的な活動が重要となるため、各地域において自主防災組織の組織化を推進、育成強化を図ります。
- ・要配慮者の避難体制の強化:平常時から地域において災害弱者の支援体制の整備に努めるとともに、災害時には避難誘導はもとより、避難所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等の措置等について推進します。また避難行動要支援者の名簿を更新し、平常時から住民同士の顔が見える関係を作るなど、地域の防災力を高めます。
- ・ボランティア団体などの支援・人材の育成、確保:行政機関や地域社会におけるボランティアへの対応や取り組み、そしてボランティア(団体)や企業等が日常的に取り組むべき計画を支援・実施します。
- ・自治体間の応援体制の構築:他市町村との応援体制を円滑にするため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を図ります。

○防災備蓄の整備・推進(再掲)【生活環境の整備、保健福祉の充実】

- ・村において食料や医薬品、衛生材料及び生活必需品等を備蓄するにあたって、その保管する場所として備蓄倉庫等の整備を図るとともに、定期点検を実施します。また、民間事業所等と災害時における必要な食料や物資の確保について、本村との協定を推進します。

○防災業務用設備等の整備(再掲)【生活環境の整備】

- ・災害発生時の即応体制を確立するため、防災業務にかかわる消防や水防、並びに通信及び救援救助などの設備の整備を図ります。
- ・国頭地区行政事務組合の機能強化:国頭行政組合消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、救急における消防車両、機材の整備拡充を図ります。また、各集落には消火栓、消火水槽が設置されていますが、日頃より定期点検を実施するとともに整備拡充を図ります。

2-6. 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○ゴミ処理の推進【生活環境の整備】

・災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、日常からごみの減量化及び資源の有効活用を図ります。また、分別の徹底やごみのリサイクル化を推進します。

○火葬場の整備【生活環境の整備】

・災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、火葬場の老朽化や設備機能の低下については、定期的な改修や補修など促進します。

○避難所の換気、非常電源の整備【生活環境の整備、保健福祉の充実】

・感染症の発生、まん延を防止するため、避難施設の換気、非常電源の整備を推進します。

○下水施設・排水路・し尿処理施設の整備(再掲)【生活環境の整備】

・下水道施設等について、耐震・耐津波性、老朽化への対策を推進します。また、合併処理浄化槽の整備促進を図ります。

・名護市への委託処理を継続しつつ、し尿処理施設への負担金を支払ながら処理を行ないます。

・大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持修繕・改築を図ります。

・大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、被災した浄化槽の早期復旧のための体制を整備します。

・大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画(BCP)の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整えることを推進します。

○医療体制の充実(再掲)【保健福祉の充実】

・平時、災害時ともに医療機能を維持するために、医療機器等の整備・更新を図ります。

・民間の病院、診療所の耐震化、耐災害性の強化を推進します。

・災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、定期予防接種の接種率向上に努めるとともに、避難所でのノロウイルスやインフルエンザ、コロナウイルス等の流行に備え、消毒薬剤やマスクなどの備蓄を推進します。

・本村の医療施設(村立診療所・村立歯科診療所)の大規模改修や更新については、国や県の補助メニューを活用し検討します。

・救護所における医療活動に必要な電源を確保するため、非常用電源設備の整備を推進します。

2-7. 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○臭気衛生対策【生活環境の整備・保健福祉の充実】

・被災者の一時避難や上下水道の断絶等の被害により、生活衛生の確保が困難な状況が予想され、平時から悪臭を発生する家畜や家庭ごみやし尿について、生活衛生の確保を促進します。

○ゴミ処理の推進(再掲)【生活環境の整備】

・災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、日常からごみの減量化及び資源の有効活用を図ります。また、分別の徹底やごみのリサイクル化を推進します。

○火葬場の整備(再掲)【生活環境の整備】

・災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、火葬場の老朽化や設備機能の低下については、定期的な改修や補修など促進します。

○避難所の換気、非常電源の整備(再掲)【生活環境の整備、保健福祉の充実】

・感染症の発生、まん延を防止するため、避難施設の換気、非常電源の整備を推進します。

○下水施設・排水路・し尿処理施設の整備(再掲)【生活環境の整備】

・下水道施設等について、耐震・耐津波性、老朽化への対策を推進します。また、合併処理浄化槽の整備促進を図ります。

・名護市への委託処理を継続しつつ、し尿処理施設への負担金を支払ながら処理を行ないます。

・大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持修繕・改築を図ります。

・大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、被災した浄化槽の早期復旧のための体制を整備します。

・大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画(BCP)の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整えることを推進します。

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1. 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

○治安の確保【生活環境の整備】

・地域防犯運動を推進するとともに、自主防犯組織の育成など地域全体の防犯体制の拡充を図ります。また、地域内の防犯施設の整備拡充を図るとともに、太陽の家の設置とその周知を図ります。さらに結の浜地区では夜間の安全対策として防犯灯の設置を図ります。

○警察機能の維持対策等【生活環境の整備】

・被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、警察との連携体制の強化を推進します。

○大規模災害対応力の強化(再掲)【生活環境の整備・保健福祉の充実】

・防災訓練:村内における災害による被害を軽減するための必要な訓練を実施し、関係機関相互の協力を図るとともに、住民の防災意識の高揚(防災講演会や防災フェア等)を図ります。

- ・自主防災組織育成計画:本村においては集落毎に孤立した形態となっており、災害時における初動機の自主的な活動が重要となるため、各地域において自主防災組織の組織化を推進、育成強化を図ります。
- ・要配慮者の避難体制の強化:平常時から地域において災害弱者の支援体制の整備に努めるとともに、災害時には避難誘導はもとより、避難所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等の措置等について推進します。また避難行動要支援者の名簿を更新し、平常時から住民同士の顔が見える関係を作るなど、地域の防災力を高めます。
- ・ボランティア団体などの支援・人材の育成、確保:行政機関や地域社会におけるボランティアへの対応や取り組み、そしてボランティア(団体)や企業等が日常的に取り組むべき計画を支援・実施します。
- ・自治体間の応援体制の構築:他市町村との応援体制を円滑にするため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を図ります。

3-2. 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

○交通安全環境の整備【生活環境の整備】

- ・災害時に信号機の全面停止等により重大事故が多発することのないよう、平常時から交通安全環境の整備に取り組み、交通安全対策として、交通安全運動を推進します。また、交通安全施設の整備に加えて老朽化した信号機や道路標識、消えかかっている道路標示の更新を推進します。

3-3. 大宜味村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○学校における業務のスリム化とBCPの策定【教育・文化の振興】

- ・大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校及び教育・保育施設内で全教職員への確実な連絡体制のマニュアル等の見直しを推進します。
- ・大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力、村の防災担当部局や地域の自治組織等との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、業務継続計画(BCP)の策定を推進します。

○業務継続可能な体制の整備【生活環境の整備】

- ・大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の見直しを推進します。
- ・大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画(BCP)の高度化を推進します。

○大規模災害対応力の強化(再掲)【生活環境の整備・保健福祉の充実】

- ・防災訓練:村内における災害による被害を軽減するための必要な訓練を実施し、関係機関相互の協力を図るとともに、住民の防災意識の高揚(防災講演会や防災フェア等)を図ります。
- ・自主防災組織育成計画:本村においては集落毎に孤立した形態となっており、災害時における初動機の自主的な活動が重要となるため、各地域において自主防災組織の組織化を推進、育成強化を図ります。
- ・要配慮者の避難体制の強化:平常時から地域において災害弱者の支援体制の整備に努めるとともに、災害

時には避難誘導はもとより、避難所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等の措置等について推進します。また避難行動要支援者の名簿を更新し、平常時から住民同士の顔が見える関係を作るなど、地域の防災力を高めます。

- ・ボランティア団体などの支援・人材の育成、確保：行政機関や地域社会におけるボランティアへの対応や取り組み、そしてボランティア(団体)や企業等が日常的に取り組むべき計画を支援・実施します。
- ・自治体間の応援体制の構築：他市町村との応援体制を円滑にするため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を図ります。

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1. 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

○情報・通信の整備(再掲)【生活環境の整備】

- ・災害情報を迅速に収集・伝達するため、通信施設及び設備等の整備対策を推進します。
- ・村民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、防災行政無線を活用するとともに、報道機関等との連携体制を構築することを推進します。
- ・災害時における電気通信手段確保のため、NTT 西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき実施します。村及び各電気通信事業者は、災害時の通信を図るため、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置することを推進します。
- ・被災時の運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を図る必要があります。

4-2. テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

○情報・通信の整備(再掲)【生活環境の整備】

- ・災害情報を迅速に収集・伝達するため、通信施設及び設備等の整備対策を推進します。
- ・村民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、防災行政無線を活用するとともに、報道機関等との連携体制を構築することを推進します。
- ・災害時における電気通信手段確保のため、NTT 西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき実施します。村及び各電気通信事業者は、災害時の通信を図るため、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置することを推進します。
- ・被災時の運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を図る必要があります。

4-3. 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

○情報・通信の整備(再掲)【生活環境の整備】

- ・災害情報を迅速に収集・伝達するため、通信施設及び設備等の整備対策を推進します。
- ・村民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、防災行政無線を活用するとともに、報道機関等との連携体制を構築することを推進します。
- ・災害時における電気通信手段確保のため、NTT 西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき実施します。村及び各電気通信事業者は、災害時の通信を図るため、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置することを推進します。
- ・被災時の運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を図る必要があります。

○外国人に対する情報提供の配慮(再掲)【産業の振興】

- ・外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等の情報提供に努めるとともに、国際交流団体、民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制の構築を推進します。

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1. サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下

○中小企業の強靱化【産業の振興】

- ・大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進します。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図ることを推進します。

○事業者におけるBCP策定促進【産業の振興】

- ・大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう村内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等の支援を推進します。

5-2. 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

○燃料供給体制の強化【生活環境の整備】

・被災後は、燃料供給量に限界が生じることから、優先供給が可能な給油所の確保など燃料供給のバックアップ体制の強化を推進します。

○ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化【生活環境の整備】

・エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化します。

○省エネルギー対策(再掲)【生活環境の整備】

・電力基盤の安定供給について関係機関と連携して取り組むとともに、電力事業者の供給負荷低減のために省エネ対策として、平時から村内施設の照明器具をLEDに変更をする等の取り組みを推進します。
・避難経路の街路灯にLEDを設置し環境対策(地球温暖化防止計画等)や省エネルギー対策を図ります。

○事業者におけるBCP策定促進(再掲)【産業の振興】

・大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう村内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等の支援を推進します。

5-3. 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

○災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業【産業の振興】

・園芸産地に台風等の自然災害や気候変動に対応した高機能型栽培施設を導入し、施設内環境を制御することで、産地の生産供給体制の強化を推進します。

5-4. 食料等の安定供給の停滞

○食料生産体制の強化【産業の振興】

・農業については、農業の振興と持続的発展を図るため、生産基盤や生産体制の強化を図ります。漁業については、組織強化および、後継者や新規漁業者の育成を図ります。

○農林に係る基盤の整備【産業の振興】

・農林業に係る生産基盤等については、災害に対応するため平時から、大宜味村鳥獣被害防止計画により実施隊による捕獲活動や侵入防止柵等の被害防止施設の設置を行い、鳥獣被害防止の対策を実施します。また、台風等の自然災害や気候変動に対応した高機能型栽培施設を導入し、施設内環境を制御することで、産地の生産供給体制の強化を図ります。

○農道・橋の整備【産業の振興】

・農道や農道橋の保全対策の検討に必要な調査及び点検診断を行い、食料の安定供給、地域交通ネットワークの機能維持、整備を促進します。

5-5. 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
<p>○水道施設(再掲)【生活環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図ります。 ・「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備を図ります。

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1. 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
<p>○安定したエネルギーの確保、電力エネルギーの安定供給【生活環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止等、災害による生活・経済活動への影響を最小限にとどめるため、供給する民間事業者が主体となって電力エネルギーの安定供給、安定したエネルギーの確保等に取り組みます。 <p>○再生可能エネルギーの導入の促進【生活環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を生かし、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入拡大を国や都道府県などの関係機関と連携を図りながら推進します。 <p>○省エネルギー対策(再掲)【生活環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力基盤の安定供給について関係機関と連携して取り組むとともに、電力事業者の供給負荷低減のために省エネ対策として、平時から村内施設の照明器具をLEDに変更をする等の取り組みを推進します。 ・避難経路の街路灯にLEDを設置し環境対策(地球温暖化防止計画等)や省エネルギー対策を図ります。

6-2. 上水道等の長期間にわたる供給停止、異常湧水等により用水の供給の途絶
<p>○農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進【産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を推進します。 <p>○村内事業者との協力体制、村外からの受援体制の構築【生活環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した道路や水道施設を早急に復旧するため、必要な建設機械や仮設資材の確保を図るとともに、村内事業者との協力体制、村外からの受援体制の構築を図ります。

○水道施設(再掲)【生活環境の整備】

- ・村における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図ります。
- ・「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備を図ります。

6-3. 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○下水施設・排水路・し尿処理施設の整備(再掲)【生活環境の整備】

- ・下水道施設等について、耐震・耐津波性、老朽化への対策を推進します。また、合併処理浄化槽の整備促進を図ります。
- ・名護市への委託処理を継続しつつ、し尿処理施設への負担金を支払ながら処理を行ないます。
- ・大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持修繕・改築を図ります。
- ・大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、被災した浄化槽の早期復旧のための体制を整備します。
- ・大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画(BCP)の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整えることを推進します。

○農地防災事業の推進(再掲)【産業の振興】

- ・地震・津波時の農地被害は、液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や津波等の二次災害として表面化します。これらへの対策として、地震津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害拡大防止に努めます。また、地震による破損などで決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある「ため池」について、ハザードマップ等による適切な情報の提供に努めます。

6-4. 地域交通ネットワークが分断する事態

○道路施設の整備【生活環境の整備、産業の振興】

- ・村内における災害時の物資輸送ルートを確認するため、村内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を推進します。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進します。

○港湾施設の耐震・耐波性能の強化【生活環境の整備、産業の振興】

- ・大規模自然災害が発生した際、基幹インフラである港湾施設が損壊し、海上から物資等輸送ができなければ、復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、管理者である県等との連携を図りながら、拠点港湾の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾施設の耐波性能等の強化を推進します。

○防災業務用設備等の整備(再掲)【生活環境の整備】

- ・災害発生時の即応体制を確立するため、防災業務にかかわる消防や水防、並びに通信及び救援救助などの設備の整備を図ります。
- ・国頭地区行政事務組合の機能強化:国頭行政組合消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、救急における消防車両、機材の整備拡充を図ります。また、各集落には消火栓、消火水槽が設置されていますが、日頃より定期点検を実施するとともに整備拡充を図ります。

○交通確保及び・緊急輸送基地の選定及び整備(再掲)【生活環境の整備】

- ・災害時の輸送を効率的に行うため、県及び近隣市町村と調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、各輸送人員及び物資等の総合輸送体制を図ります。また、陸、海、空からと別々に輸送物資等が集積することを念頭に、緊急輸送基地を選定・整備することを推進します。

6-5. 防災インフラの長期間にわたる機能不全

○港湾施設の耐震・耐波性能の強化(再掲)【生活環境の整備、産業の振興】

- ・大規模自然災害が発生した際、基幹インフラである港湾施設が損壊し、海上から物資等輸送ができなければ、復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、管理者である県等との連携を図りながら、拠点港湾の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾施設の耐波性能等の強化を推進します。

○道路施設の整備(再掲)【生活環境の整備】

- ・道路の倒壊や交通渋滞等による機能不全を防止するため、本村は沖縄県総合事務局及び県、関係団体等と協力し道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むことを推進します。また、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進します。

○防災業務用設備等の整備(再掲)【生活環境の整備】

- ・災害発生時の即応体制を確立するため、防災業務にかかわる消防や水防、並びに通信及び救援救助などの設備の整備を図ります。
- ・国頭地区行政事務組合の機能強化:国頭行政組合消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、救急における消防車両、機材の整備拡充を図ります。また、各集落には消火栓、消火水槽が設置されていますが、日頃より定期点検を実施するとともに整備拡充を図ります。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1. 集落内での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

○耐震性防火水槽の整備及び水道管の耐震化【生活環境の整備】

・木造密集地域において、的確な消火活動を実施するため、耐震性防火水槽の整備及び水道管の耐震化により、有効な消防水利となる水源の確保を推進します。

○住宅密集地の改善【生活環境の整備】

・火災予防・被害軽減のための取り組みを推進します。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な住宅密集地の改善整備については、その解消には至っていないため、建築物の不燃化等により官民が連携して計画的な解消を図ります。また、目標達成後も中長期的な視点から住宅密集地の改善に向けて取り組みます。

○水道施設(再掲)【生活環境の整備】

・村における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る。

・「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備を図ります。

○大規模災害対応力の強化(再掲)【生活環境の整備・保健福祉の充実】

・防災訓練:村内における災害による被害を軽減するための必要な訓練を実施し、関係機関相互の協力を図るとともに、住民の防災意識の高揚(防災講演会や防災フェア等)を図ります。

・自主防災組織育成計画:本村においては集落毎に孤立した形態となっており、災害時における初動機の自主的な活動が重要となるため、各地域において自主防災組織の組織化を推進、育成強化を図ります。

・要配慮者の避難体制の強化:平常時から地域において災害弱者の支援体制の整備に努めるとともに、災害時には避難誘導はもとより、避難所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等の措置等について推進します。また避難行動要支援者の名簿を更新し、平常時から住民同士の顔が見える関係を作るなど、地域の防災力を高めます。

・ボランティア団体などの支援・人材の育成、確保:行政機関や地域社会におけるボランティアへの対応や取り組み、そしてボランティア(団体)や企業等が日常的に取り組むべき計画を支援・実施します。

・自治体間の応援体制の構築:他市町村との応援体制を円滑にするため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を図ります。

○避難所の整備(再掲)【生活環境の整備】

・大規模な災害の発生または発生するおそれがある場合において、村民及び滞在者等の避難に万全を期するため予め避難場所指定を行うとともに、その整備を推進します。

・公園施設の整備:本村の公園においては、救助救出のための活動拠点等として機能するよう整備等、維持管理を図ります。また、来園者向けに海拔表示板や避難サインの設置等により、発災時だけでなく平常時より防災意識を高めていきます。そのために定期的に劣化点検や施設点検を実施し、適切な修繕・更新等を

図ります。

- ・道の駅の防災機能強化:大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、県と連携した道の駅の防災機能強化を推進します。

○防災業務用設備等の整備(再掲)【生活環境の整備】

- ・災害発生時の即応体制を確立するため、防災業務にかかわる消防や水防、並びに通信及び救援救助などの設備の整備を図ります。
- ・国頭地区行政事務組合の機能強化:国頭行政組合消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、救急における消防車両、機材の整備拡充を図ります。また、各集落には消火栓、消火水槽が設置されていますが、日頃より定期点検を実施するとともに整備拡充を図ります。

○交通確保及び・緊急輸送基地の選定及び整備(再掲)【生活環境の整備】

- ・災害時の輸送を効率的に行うため、県及び近隣市町村と調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、各輸送人員及び物資等の総合輸送体制を図ります。また、陸、海、空からと別々に輸送物資等が集積することを念頭に、緊急輸送基地を選定・整備することを推進します。

7-2. 海上・臨海部の広域複合災害の発生

○港湾・海岸護岸の保全施設の整備(再掲)【生活環境の整備・産業の振興】

- ・高潮対策:主要幹線道路である国道では隣接している住宅も多く、高潮等の災害に対する堤防、海岸護岸等の保全施設が既存しているが、保全機能として不十分もしくは未整備の箇所もあることから、災害予防としての整備強化を国や県と協力して促進します。
- ・水産基盤施設における防災対策の強化:台風等による波浪や地震・津波等に対して安全性が確保されていない漁港施設の機能強化を図ります。また、漁港海岸施設の長寿命化を図るため、施設の老朽化調査、機能診断を行い、機能保全計画を基に機能保全工事を行い、施設の定期制管理と長寿命化を図ります。

7-3. ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

○ため池の維持管理【生活環境の整備】

- ・ため池管理者による日常管理や緊急体制の整備、ハザードマップの作成等、ため池の適正な維持管理を推進します。

○農地防災事業の推進(再掲)【産業の振興】

- ・地震・津波時の農地被害は、液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や津波等の二次災害として表面化します。これらへの対策として、地震津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害拡大防止に努めます。また、地震による破損などで決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある「ため池」について、ハザードマップ等による適切な情報の提供に努めます。

7-4. 有害物質の大規模拡散・流出

○有害物質の流出対策等【生活環境の整備】

・大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携を図ります。

○アスベスト対策【生活環境の整備】

・吹付アスベスト等飛散性の高いアスベスト建材が使用された建築物の被災によるアスベストの露出及び建築物の解体工事による周辺へのアスベストの飛散が懸念されることから、あらかじめ防止対策を講じることを推進します。

○NBC災害に対応する資機材の整備【生活環境の整備】

・大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、核、生物、化学物質による特殊災害(NBC災害)への対応体制の整備を推進します。

7-5. 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

○土砂災害対策(再掲)【生活環境の整備、産業の振興】

・砂防事業:本村は県に、土石流による危険溪流・区域等に対処するための警戒避難基準に関する資料の提供を求め、県と調整を図りながら警戒体制の整備を推進します。また、警戒避難基準をはじめ、日頃から土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応策等について、地域住民への周知を図ります。

・急傾斜地崩壊防止事業:県に急傾斜地崩壊防止対策事業の促進を図るとともに、警戒避難体制の整備を推進します。

・土砂災害対策事業:山間地を多く抱え土砂災害危険箇所が多数存在することから、村は土砂災害のおそれのある区域を県知事に要請し、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定を受けるとともに、ハザードマップ等により住民に周知を図ります。

○治山の整備(再掲)【生活環境の整備、産業の振興】

・森林法(昭和26年法律第249号)第5条1項の規定により、地域森林計画を定め計画的に事業を推進します。特に①保安林の浸食防止及び強化②森林の水源かん養機能の強化③山地災害危険地対策④生活環境保全林の整備強化を緊急かつ計画的に実施します。

○農地防災事業の推進(再掲)【産業の振興】

・地震・津波時の農地被害は、液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や津波等の二次災害として表面化します。これらへの対策として、地震津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害拡大防止に努めます。また、地震による破損などで決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある「ため池」について、ハザードマップ等による適切な情報の提供に努めます。

7-6. 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

○風評被害防止対策:関係機関との連携構築【産業の振興】

・災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報を把握、分析し、迅速かつ的確に情報提供を行うとともに、関係機関等との連携により、地場産品や観光客誘致等に関する風評被害防止対策を講じることができるよう、平素から関係機関等との連携構築を図ります。

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1. 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物処理計画の策定・仮置場の選定【生活環境の整備】

・災害廃棄物の円滑な処理については、仮置場、処理ルート等を想定した「災害廃棄物処理計画」を策定し、大量に発生すると想定される災害廃棄物の仮置場の候補地について公共用地の選定を推進します。

8-2. 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○建設関係団体と連携・人材確保・育成【産業の振興】

・大規模災害時の道路啓開・復旧工事等を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し復旧に取り組むとともに、建設産業の人材確保・育成を図ります。

○罹災証明書の発行体制【生活環境の整備】

・大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制の確保を図ります。

8-3. 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○治安の確保(再掲)【生活環境の整備】

・地域防犯運動を推進するとともに、自主防犯組織の育成など地域全体の防犯体制の拡充を図ります。また、地域内の防犯施設の整備拡充を図るとともに、太陽の家の設置とその周知を図ります。さらに結の浜地区では夜間の安全対策として防犯灯の設置を図ります。

○大規模災害対応力の強化(再掲)【生活環境の整備・保健福祉の充実】

・防災訓練:村内における災害による被害を軽減するための必要な訓練を実施し、関係機関相互の協力を図るとともに、住民の防災意識の高揚(防災講演会や防災フェア等)を図ります。
・自主防災組織育成計画:本村においては集落毎に孤立した形態となっており、災害時における初動機の自主的な活動が重要となるため、各地域において自主防災組織の組織化を推進、育成強化を図ります。
・要配慮者の避難体制の強化:平常時から地域において災害弱者の支援体制の整備に努めるとともに、災害時には避難誘導はもとより、避難所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等の措置等について推

進めます。また避難行動要支援者の名簿を更新し、平常時から住民同士の顔が見える関係を作るなど、地域の防災力を高めます。

- ・ボランティア団体などの支援・人材の育成、確保：行政機関や地域社会におけるボランティアへの対応や取り組み、そしてボランティア(団体)や企業等が日常的に取り組むべき計画を支援・実施します。
- ・自治体間の応援体制の構築：他市町村との応援体制を円滑にするため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を図ります。

8-4. 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○建物等倒壊対策(再掲)【生活環境の整備】

- ・公営住宅の老朽化：公営住宅は老朽化に伴い毎年修繕に係る費用が増大しており、建設年数が古いものは、公営住宅等長寿化計画を基に建替及びリフォームを含む検討を図ります。
- ・学校の施設安全対策：学校の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、計画的に学校施設の修繕、改修を図ります。学校設備の年次更新計画を策定し、計画的に学校設備の更新を図ります。また、各設備の定期的な検査や学校施設の日常安全点検、定期安全点検等を実施し、児童生徒の安全確保に取り組みます。
- ・住宅の耐震化・空き家対策：本村は、「沖縄県耐震促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、村誘致施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図ります。また、大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに、空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど総合的な空き家対策を実施します。
- ・公共建物の点検及び定期点検：発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の整備や耐震化を推進します。

○避難所の整備(再掲)【生活環境の整備】

- ・大規模な災害の発生または発生するおそれがある場合において、村民及び滞在者等の避難に万全を期するため予め避難場所指定を行うとともに、その整備を推進します。
- ・公園施設の整備：本村の公園においては、救助救出のための活動拠点等として機能するよう整備等、維持管理を図ります。また、来園者向けに海拔表示板や避難サインの設置等により、発災時だけでなく平常時より防災意識を高めていきます。そのために定期的に劣化点検や施設点検を実施し、適切な修繕・更新等を図ります。
- ・道の駅の防災機能強化：大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、県と連携した道の駅の防災機能強化を推進します。

8-5. 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○港湾・海岸護岸の保全施設の整備(再掲)【生活環境の整備・産業の振興】

- ・高潮対策：主要幹線道路である国道では隣接している住宅も多く、高潮等の災害に対する堤防、海岸護岸等の保全施設が既存しているが、保全機能として不十分もしくは未整備の箇所もあることから、災害予防としての整備強化を国や県と協力して促進します。

・水産基盤施設における防災対策の強化: 台風等による波浪や地震・津波等に対して安全性が確保されていない漁港施設の機能強化を図ります。また、漁港海岸施設の長寿命化を図るため、施設の老朽化調査、機能診断を行い、機能保全計画を基に機能保全工事を行い、施設の定期制管理と長寿命化を図ります。

○河川整備等(再掲)【生活環境の整備】

・大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や集落内を流下する河川や下水道の整備等、国や県と協力して対策を実施します。特に、大保ダムから河口までの区域に大保川溢水の危険があることから、様々な情報を収集し、村の防災対策との連動を推進します。

○下水施設・排水路・し尿処理施設の整備(再掲)【生活環境の整備】

・下水道施設等について、耐震・耐津波性、老朽化への対策を推進します。また、合併処理浄化槽の整備促進を図ります。

・名護市への委託処理を継続しつつ、し尿処理施設への負担金を支払ながら処理を行ないます。

・大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持修繕・改築を図ります。

・大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、被災した浄化槽の早期復旧のための体制を整備します。

・大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画(BCP)の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整えることを推進します。

8-6. 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○文化財の防火対策【教育・文化の振興】

・大宜味村教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から警察及び消防と連携し、災害予防対策を実施します。

・防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進します。また、暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行います。

8-7. 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○建設業の担い手確保・育成【産業の振興】

・復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図ります。

○用地の確保【産業の振興】

・大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時から、応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行います。

8-8. 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

○観光業や農林水産業の風評被害対策【産業の振興】

- ・正しい情報の迅速・的確な提供や、観光客等の誘客キャンペーンの実施等により災害発生後の風評被害の防止を図ります。
- ・災害発生時においても、風評被害等に対応するため、正確な情報を迅速に発信する機能を維持するとともに、初動対応ができる体制の構築を推進します。

8-9. 赤土流出に伴う、海の環境悪化による水産業の衰退

○生産基盤の整備【産業の振興】

- ・営農関係(耕土流出)の対策を行っており、沖縄県の事業を活用し、大宜味村赤土等流出防止対策協議会に委託して塩屋湾や平南川に通じる河川流域の農地を中心に赤土等流出防止対策を実施します。
- ・圃場からの封土流出防止のため、沈砂池や排水路、勾配制御工等を行い、土壌流出を抑制し、赤土流出に伴う海の環境悪化による水産業の衰退の抑制を図ります。

第5章 計画の推進

1. 計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、村における分野ごとの個別計画の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図ります。

2. 不断の見直し

本計画の計画期間においても施策の進捗や社会情勢の大きな変化等により見直しが必要な場合は、適宜見直しの検討を行います。

3. 進捗管理と推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握や計画的な実施ができているかどうか評価します。

また、必要に応じて計画の見直しを行うと共に、PDCAサイクルを繰り返し、全庁が一体となって取り組みを推進します。

4. 重要業績評価指標（KPI 一覧）

以下の指標は、「第5次総合計画【後期計画】」の成果指標を主に用いている。

項目	現状値	目標値	掲載リスクシナリオ
1.大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる			
道路の改良率	88.7% (2020年度)	90.0% (2025年度)	1-1
汚水処理人口普及率	37.7% (2019年度)	40.0% (2025年度)	1-3
2.大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）			
簡易水道事業の状況(有収率)	76.4% (2019年度)	80.0% (2025年度)	2-1、2-4
汚水処理人口普及率〈再掲〉	37.7% (2019年度)	40.0% (2025年度)	2-6
ごみの年間総排出量	854t (2018年度)	770t (2025年度)	2-6、2-7
3.大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する			
4.大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する			
5.大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない			
簡易水道事業の状況(有収率)〈再掲〉	76.4% (2019年度)	80.0% (2025年度)	5-5
6.大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る			
道路の改良率〈再掲〉	88.7% (2020年度)	90.0% (2025年度)	6-4
簡易水道事業の状況(有収率)〈再掲〉	76.4% (2019年度)	80.0% (2025年度)	6-2
汚水処理人口普及率〈再掲〉	37.7% (2019年度)	40.0% (2025年度)	6-3
7.制御不能な二次災害を発生させない			
簡易水道事業の状況(有収率)〈再掲〉	76.4% (2019年度)	80.0% (2025年度)	7-1
項目	現状値	目標値	掲載リスクシナリオ
8.大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する			
汚水処理人口普及率〈再掲〉	37.7% (2019年度)	40.0% (2025年度)	8-5

1-1 急傾斜地崩壊危険箇所

〔急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）〕（1/2）

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。）ある箇所。

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形			保全対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域		
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家戸数(戸)	公共的建物	公共施設等		箇所名	土砂災害警戒区域	
																指定年月日	告示番号
31	北部土木事務所	大宜味村	I-33	田嘉里(1)	大宜味村	田嘉里	川茶原	36	385	90	8		道路(145m)	無	田嘉里(1)	H23.6.24	第358号
32	"	"	I-34	田嘉里(2)	"	"	前田原	40	660	128.5	36	共同売店	1 道路(405m)	無	田嘉里(2)	H23.6.24	第358号
33	"	"	I-35	田嘉里(3)	"	"	安志良原	51	205	6.6	11		道路(210m)	無	田嘉里(3)	H23.6.24	第358号
34	"	"	I-36	謝名城(1)	"	謝名城	根謝銘原	42	190	26.6	12		河川(120m), 橋(2)	無	謝名城(1)-1 謝名城(1)-2	H23.6.24	第358号
35	"	"	I-37	謝名城(2)	"	"	一名代	43	105	25.4	7		道路(5m)	無	謝名城(2)	H23.6.24	第358号
36	"	"	I-38	謝名城(3)	"	"	根謝銘	36	410	48.5	12		道路(285m) 河川(35m)	無	謝名城(3)	H23.6.24	第358号
37	"	"	I-39	喜如嘉(1)	"	喜如嘉	喜如嘉	39	230	35.0	20		道路(310m) 河川(130m)	無	喜如嘉(1)	H23.6.24	第358号
38	"	"	I-40	喜如嘉(2)	"	"	"	43	540	47.6	22	芭蕉布会館 協同組合	2 道路(310m)	無	喜如嘉(2)	H23.6.24	第358号
39	"	"	I-41	喜如嘉(3)	"	"	喜如嘉	41	195	60.0	5		道路(80m) 河川(120m)	無	喜如嘉(3)	H23.6.24	第358号
40	"	"	I-42	喜如嘉(4)	"	"	波佐間原	36	295	30.0	17		道路(140m), 河川(100m), 橋(1)	無	喜如嘉(4)	H23.6.24	第358号
41	"	"	I-43	喜如嘉(5)	"	"	外堀田原	33	130	70.0	5	診療所	1 道路(210m)	無	喜如嘉(5)	H23.6.24	第358号
42	"	"	I-44	饒波(1)	"	饒波	前田	41	295	35.0	9		道路(30m)	無	饒波(1)	H23.6.24	第358号
43	"	"	I-45	大兼久	"	大兼久	大兼久	39	545	35.0	15	役所, 神社, 小学校	3 道路(80m) 河川(60m)	無	大兼久	H23.6.24	第358号
44	"	"	I-46	大宜味	"	大宜味	大宜味	37	260	97.9	10		国道(40m) 道路(290m)	無	大宜味	H23.6.24	第358号
45	"	"	I-47	根路銘(1)	"	根路銘	島原	35	250	93.4	10		国道(10m) 道路(270m)	無	根路銘(1)	H23.6.24	第358号
46	"	"	I-49	塩屋(1)	"	塩屋	塩屋	55	295	10.0	30		道路(375m)	無	塩屋(1)	H23.6.24	第358号
47	"	"	I-50	塩屋(2)	"	"	大川	37	250	45.0	18		国道(50m) 道路(170m)	無	塩屋(2)	H23.6.24	第358号
48	"	"	I-51	塩屋(3)	"	"	前川	38	210	75.0	11		国道(170m) 道路(50m)	無	塩屋(3)	H23.6.24	第358号
49	"	"	I-52	塩屋(4)	"	屋古	前田原	34	325	60.0	27		道路(135m)	無	塩屋(4)	H23.6.24	第358号
50	"	"	I-53	屋古(1)	"	"	"	30	115	37.5	11		道路(235m)	無	屋古(1)-1 屋古(1)-2	H23.6.24	第358号
51	"	"	I-54	田港	"	田港	タンマ原	38	235	28.5	20		道路(120m)	無	田港(1)	H23.6.24	第358号
52	"	"	I-56	大保	"	大保	大保	35	310	60.0	26		道路(585m)	H10.2.10	大保	H23.6.24	第358号

〔急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）〕（2/2）

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。）ある箇所。

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形			保全対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域			
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家戸数(戸)	公共的建物	公共施設等		箇所名	指定年月日	告示番号	
53	北部土木事務所	大宜味村	I-57	津波(1)	〃	津波	具志喜納原	42	270	71.7	26			国道(190m) 道路(205m)	無	津波(1)	H23.6.24	第358号
54	〃	〃	I-58	津波(2)	〃	〃	津波原	37	160	35.0	18			道路(310m)	無	津波(2)	H23.6.24	第358号
55	〃	〃	I-59	津波(3)	〃	〃	桃原上原	50	225	40.3	18	神社	1	道路(100m) 河川(60m)	無	津波(3)	H23.6.24	第358号
253	〃	〃	I-272	田嘉里(4)	大宜味村	田嘉里	中福地	32	235	21.9	10			道路(295m)	無	田嘉里(4)	H23.6.24	第358号
254	〃	〃	I-273	謝名城(4)	〃	謝名城	根謝銘	38	210	31.3	14			道路(210m)	無	謝名城(4)	H23.6.24	第358号
255	〃	〃	I-274	喜如嘉(6)	〃	喜如嘉	佐場原	36	90	59.1	0	保育園	1	国道(20m)	無	喜如嘉(6)	H23.6.24	第358号
256	〃	〃	I-275	喜如嘉(7)	〃	〃	真謝上原	45	300	23.3	21			道路(340m)、 河川(205m)	無	喜如嘉(7)-1 喜如嘉(7)-2	H23.6.24	第358号
257	〃	〃	I-276	饒波(2)	〃	饒波	渡口	45	135	64.6	0	高等学校	1	国道(25m)	無	饒波(2)	H23.6.24	第358号
258	〃	〃	I-277	饒波(3)	〃	〃	〃	49	210	110.2	8	高等学校	1	道路(120m)	無	饒波(3)	H23.6.24	第358号
259	〃	〃	I-278	根路銘(4)	〃	根路銘	島原	38	220	104.2	6			国道(190m)、 道路(205m)	無	根路銘(5)	H23.6.24	第358号
260	〃	〃	I-279	塩屋(5)	〃	塩屋	兼久	37	50	17.7	0	保育所	1	道路(25m)	無	塩屋(5)	H23.6.24	第358号
261	〃	〃	I-280	塩屋(6)	〃	〃	前川	30	185	67.4	16			国道(5m)、 道路(10m)	無	塩屋(6)-1 塩屋(6)-2	H23.6.24	第358号
262	〃	〃	I-281	屋古(2)	〃	屋古	前田原	31	245	70.7	15			国道(215m)、 道路(220m)、 橋(1)	無	屋古(2)	H23.6.24	第358号
263	〃	〃	I-282	宮城原	〃	宮城	宮城原	40	225	25.3	18			道路(105m)	無	宮城原	H23.6.24	第358号
264	〃	〃	I-283	津波(4)	〃	津波	海染原	33	120	22.1	0	中学校	1		無	津波(4)	H23.6.24	第358号
265	〃	〃	I-284	津波(5)	〃	〃	具志喜納原	62	110	18.6	1	小学校	1	国道(45m)、 道路(85m)	無	津波(5)	H23.6.24	第358号
266	〃	〃	I-285	津波(6)	〃	津波	桃原上原	30	100	41	1	診療所	1	国道(30m)、 河川(40m)	無	津波(6)	H23.6.24	第358号

〔急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）〕（1/1）

<自然斜面> 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ : 被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形			保全対象		急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域		
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家戸数(戸)	公共施設等		箇所名	土砂災害警戒区域	
															指定年月日	告示番号
477	北部土木事務所	大宜味村	Ⅱ-12	喜如嘉(8)	大宜味村	喜如嘉	板敷原	40	37	62.0	1	国道(45m)	無	喜如嘉(8)	H23.6.24	第358号
478	〃	〃	Ⅱ-13	饒波(3)	〃	饒波	苗代	30	47	58.8	1		無	饒波(4)	H23.6.24	第358号
479	〃	〃	Ⅱ-14	根路銘(2)	〃	根路銘	外間原	45	36	26.9	2	道路(60m)	無	根路銘(2)	H23.6.24	第358号
480	〃	〃	Ⅱ-15	根路銘(3)	〃	〃	〃	55	36	19.9	2	河川(70m)	無	根路銘(3)	H23.6.24	第358号
481	〃	〃	Ⅱ-16	根路銘(4)	〃	〃	〃	85	41	26.1	3		無	根路銘(4)	H23.6.24	第358号
482	〃	〃	Ⅱ-17	安根	〃	上原	安根	110	31	24.3	4	国道(20m) 道路(110m)	無	安根-1 安根-2	H23.6.24	第358号
483	〃	〃	Ⅱ-18	押川(1)	〃	押川	ウシチャ堂	20	56	8.0	2	道路(40m)	無	押川(1)	H23.6.24	第358号
484	〃	〃	Ⅱ-19	押川(2)	〃	〃	〃	60	42	30.2	3	道路(90m) 河川(70m),橋(1)	無	押川(2)	H23.6.24	第358号
485	〃	〃	Ⅱ-20	押川(3)	〃	〃	〃	52	41	21.0	2	道路(40m)	無	押川(3)	H23.6.24	第358号
486	〃	〃	Ⅱ-21	白浜(1)	〃	白浜	白浜	170	40	70.0	4	県道(60m) 道路(60m)	無	白浜(1)	H23.6.24	第358号
487	〃	〃	Ⅱ-22	白浜(2)	〃	〃	〃	100	36	72.6	2	道路(175m)	無	白浜(2)-1 白浜(2)-2	H23.6.24	第358号

1-2 土石流危険渓流

〔土石流危険渓流（I）〕（1/1）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

土石流危険渓流 I：土石流危険区域内に人家が 5 戸以上（5 戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。）ある場合の当該区域に流入する渓流。

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地			流域概要			保全対象		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域		
							郡・市	町・村	字	渓流長(km)	流域面積(km ²)	平均溪床勾配(°)	人家戸数(戸)	公共施設等	箇所名	土砂災害警戒区域	
																指定年月日	告示番号
57	北部土木事務所	大宜味村	302-A09-01				国頭村	大宜味村	安慶名	0.18	0.05	15	5	大宜味電話交換局、沖縄電力、国道331号：0.08km、塩屋保育所	塩屋 302-A09-01	H27.12.18	第646号
58	〃	〃	302-A09-02				〃	〃	大川原	0.18	0.04	16	13	国道331号：0.05km	塩屋 302-A09-2	H27.12.18	第646号
59	〃	〃	302-A09-03	屋古川			〃	〃	屋古	0.13	0.05	13	8	屋古公民館	屋古 302-A09-03	H27.12.18	第646号
60	〃	〃	302-A09-04	根路銘川			〃	〃	根路銘	1.50	1.09	4	21	国道58号：0.18km	根路銘 302-A09-04	H27.12.18	第646号
61	〃	〃	302-A09-05	大兼久川			〃	〃	大宜味	2.48	1.22	3	1	大宜味小学校、国道58号：0.25km、大宜味幼稚園	大宜味 302-A09-05	H27.12.18	第646号
62	〃	〃	302-A09-06				〃	〃	大川原	0.23	0.06	11	11	国道331号:0.05km	塩屋 302-A09-06	H27.12.18	第646号
63	〃	〃	302-A09-07	屋古川			〃	〃	屋古	0.43	0.39	15	20	北部ダム大保出張所、屋古公民館	屋古 302-A09-07	H27.12.18	第646号
64	〃	〃	302-A09-08	安根川			〃	〃	安根	2.18	1.74	3	5	国道58号：0.11km	上原 302-A09-08	H27.12.18	第646号
65	〃	〃	302-A09-10				〃	〃	塩屋	0.15	0.04	13	10	国道331号:0.80km	塩屋 302-A09-10	H27.12.18	第646号
66	〃	〃	302-A10-01	饒波川			〃	〃	前田原	0.35	0.15	17	5	饒波公民館	饒波 302-A10-01	H27.12.18	第646号
67	〃	〃	302-A10-02	大保川	大工又川		〃	〃	押川	0.9	0.71	5	5		押川 302-A10-02	H27.12.18	第646号
68	〃	〃	302-A10-03	外堀田川	石保川		〃	〃	喜如嘉	0.35	0.15	7	19		喜如嘉 302-A10-03	H27.12.18	第646号
69	〃	〃	302-A10-04	〃			〃	〃	玉合原	1.13	0.57	10	12		喜如嘉 302-A10-04	H27.12.18	第646号
70	〃	〃	302-A10-05	〃			〃	〃	根謝銘	0.13	0.02	20	12		謝名城 302-A10-05	H27.12.18	第646号

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地			流域概要			保全対象		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域		
							郡・市	町・村	字	溪流長(km)	流域面積(km ²)	平均溪床勾配(°)	人家戸数(戸)	公共施設等	箇所名	土砂災害警戒区域	
																指定年月日	告示番号
71	〃	〃	302-A10-13				〃	〃	大兼久	0.70	0.17	11	5	国道58号：0.13km	大兼久 302-A10-13	H27.12.18	第646号
72	〃	〃	302-A10-14	外堀田川			〃	〃	謝名城	0.20	0.03	11	0	喜如嘉小学校	謝名城 302-A10-14	H27.12.18	第646号
73	〃	〃	302-A14-07	上原川		津波上原川	〃	〃	津波	0.60	0.15	14	23	国道58号:0.07km	津波 302-A14-07	H27.12.18	第646号
74	〃	〃	302-A14-08				〃	〃	田港	0.23	0.13	28	25		田港 302-A14-08	H27.12.18	第646号
75	〃	〃	302-A14-09				〃	〃	津波	0.55	0.10	14	20	国道58号：0.09km	津波 302-A14-09	H27.12.18	第646号
76	〃	〃	302-A14-11	ガジナ川		ガジナ川	〃	〃	〃	1.80	0.72	11	6		津波 302-A14-11	H27.12.18	第646号
77	〃	〃	302-A14-19	渡海川		渡海川	〃	〃	〃	1.88	1.01	8	17	国道58号：0.06km	津波 302-A14-19	H27.12.18	第646号
78	〃	〃	302-A14-20	海染川		海染川	〃	〃	〃	1.25	0.26	7	0	大宜味中学校	津波 302-A14-20	H27.12.18	第646号
79	〃	〃	302-A14-31	渡海川			〃	〃	〃	0.53	0.09	16	26		津波 302-A14-31	H27.12.18	第646号

〔土石流危険溪流（Ⅱ）〕（1/1）

土石流危険溪流Ⅱ：土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する溪流。

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地			流域概要			保全対象		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域		
							郡・市	町・村	字	溪流長(km)	流域面積(km ²)	平均溪床勾配(°)	人家戸数(戸)	公共施設等	箇所名	土砂災害警戒区域	
																指定年月日	告示番号
23	北部土木事務所	大宜味村	302-B09-09				国頭郡	大宜味村	根路銘	0.25	0.12	17	1	国道58号：0.06km	根路銘 302-B09-09	H27.12.18	第646号
24	〃	〃	302-B10-16	饒波川			〃	〃	饒波	0.1	0.04	11	2		饒波 302-B10-16	H27.12.19	第647号

リスクシナリオに対する推進施策一覧

※青文字は再掲

※●=主管課 ●=関係する課 ○●=再掲

番号	事前に備えるべき目標	関連番号	起きてはならない最悪の事態	推進施策	実施主体										施策分野					横断的施策分野							
					国	県	大宜味村										生活環境の整備	教育・文化の振興	保健福祉の充実	産業の振興	行財政の健全化	リスクコミュニケーション	老朽化対策				
							総務課	財務課	住民福祉課	会計課	企画観光課	産業振興課	建設環境課	教育委員会	議会事務局	建設課								教育課	産業課	建設課	教育課
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	集落内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	○大規模災害対応力強化（・防災訓練・自主防災組織育成計画・要配慮者の避難体制の強化・ボランティア団体などの支援・人材の育成、確保・自治体間の応援体制の構築）			●				●													●			
				○防災備蓄の整備・推進			●				●															●	
				○防災業務用設備等の整備			●									●											
				○避難所の整備（公園施設の整備・道の駅の防災機能強化）			●					●															●
				○交通確保及び・緊急輸送基地の選定及び整備			●																				●
				○道路施設整備																							●
				○橋梁の整備																							●
				○農地防災事業の推進																							●
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	○建物等倒壊対策			●		●		●	●	●	●												●	
				○港湾・海岸護岸の保全施設の整備	●	●						●	●	●												●	
				○大規模災害対応力強化(再掲)			●				○															○	
				○防災備蓄の整備・推進(再掲)			●				○															○	
				○防災業務用設備等の整備(再掲)			●									○											
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	○避難所の整備(再掲)			●				○															○	
				○河川整備等			●																			●	
1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり村士の脆弱性が高まる事態	○下水施設・排水路・し尿処理施設の整備																					●				
		○土砂災害対策			●																			●			
1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	○治山の整備			●																			●			
		○情報・通信の整備			●																			●			
		○外国人に対する情報提供の配慮																						●			
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○防災業務用設備等の整備(再掲)			●																	●			
				○水道施設																						●	
				○省エネルギー対策																						●	
				○食育の推進																						●	
				○電力会社の協力体制			●																			●	
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	○避難所の整備(再掲)			●				○															○	
				○防災備蓄の整備・推進(再掲)			●				○															○	
				○防災業務用設備等の整備(再掲)			●									○											
				○建物等倒壊対策(再掲)			●		●			●	●	●	●											○	
				○情報・通信の整備(再掲)			●									○										○	
				○防災業務用設備等の整備(再掲)			●					○											○				
				○交通確保及び・緊急輸送基地の選定及び整備(再掲)			●					○											○				

※青文字は再掲

※● = 主管課 ● = 関係する課 ○● = 再掲

番号	事前に備えるべき目標	関連番号	起きてはならない最悪の事態	推進施策	実施主体											施策分野					横断的施策分野				
					国	県	大宜味村										生活環境の整備	教育・文化の振興	保健福祉の充実	産業の振興	行財政の健全化	リスクコミュニケーション	老朽化対策		
							総務課	財務課	住民福祉課	会計課	企画観光課	産業振興課	建設環境課	教育委員会	議会事務局										
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○交通規制対策	●	●						●	●			●					●				
				○建物等倒壊対策（再掲）		●				●	●	●	●					○						○	
				○避難所の整備（再掲）		●						○						○							○
				○防災備蓄の整備・推進（再掲）		●						○						○							○
				○防災業務用設備等の整備（再掲）		●									○			○							○
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	○水道施設（再掲）													○								
				○情報・通信の整備（再掲）		●											○								○
				○避難所の整備（再掲）		●						○						○							○
				○防災備蓄の整備・推進（再掲）		●						○						○							○
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	○医療体制の充実																			●		
				○建物等倒壊対策（再掲）		●					●	●	●	●			○								
				○大規模災害対応力強化（再掲）		●						○						○							○
				○防災業務用設備等の整備（再掲）		●						○						○							○
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○ゴミ処理の推進																					
				○火葬場の整備																					●
○避難所の換気、非常電源の整備				●												●							●		
○下水施設・排水路・し尿処理施設の整備（再掲）																○							○		
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○医療体制の充実（再掲）																							
		○臭気衛生対策																							
		○ゴミ処理の推進（再掲）																							
		○火葬場の整備（再掲）																							
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	○治安の確保		●	●																●			
			○警察機能の維持対策等		●	●																			
		3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	○大規模災害対応力強化（再掲）			●					○						○						○		
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	3-3 大宜味村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○交通安全環境の整備		●	●																●			
			○学校における業務のスリム化とBCPの策定																				●		
		4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○大規模災害対応力強化（再掲）			●					○						○						○		
4-2	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○情報・通信の整備（再掲）			●										○							○			
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	○情報・通信の整備（再掲）			●										○							○			
4-3	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	○情報・通信の整備（再掲）			●										○							○			
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	○外国人に対する情報提供の配慮（再掲）													○							○			

※青文字は再掲

※● = 主管課 ● = 関係する課 ○● = 再掲

番号	事前に備えるべき目標	関連番号	起きてはならない最悪の事態	推進施策	実施主体											施策分野					横断的施策分野						
					国	県	大宜味村											生活環境の整備	教育・文化の振興	保健福祉の充実	産業の振興	行財政の健全化	リスクコミュニケーション	老朽化対策			
							総務課	財務課	住民福祉課	会計課	企画観光課	産業振興課	建設環境課	教育委員会	議会事務局												
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下	○中小企業の強靱化							●	●										●					
				○事業者におけるBCP策定促進																					●		
				○燃料供給体制の強化															●								
				○ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化															●							●	
				○省エネルギー対策（再掲）															○								
				○事業者におけるBCP策定促進（再掲）																						○	
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	○安定したエネルギーの確保、電力エネルギーの安定供給																							
				○再生可能エネルギーの導入の促進																							
				○省エネルギー対策（再掲）																							
				○農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進																							●
				○村内事業者との協力体制、村外からの受援体制の構築																							●
				○水道の施設（再掲）																							
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	集落内での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	○下水道施設（再掲）																							
				○農地防災事業の促進（再掲）																							
				○道路施設の整備																							●
				○港湾施設の耐震・耐波性能の強化	●																						
				○防災業務用設備等の整備（再掲）																							
				○交通確保及び緊急輸送基地の選定及び整備（再掲）																							
7	海上・臨海部の広域複合災害の発生	7-2	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○港湾施設の耐震・耐波性能の強化（再掲）																							
				○道路施設の整備（再掲）																							
				○防災業務用設備等の整備（再掲）																							
				○耐震 防火水槽の整備 及び 水道管の耐震化																							
				○住宅密集地の改善																							
				○水道施設（再掲）																							

※青文字は再掲

※● = 主管課 ● = 関係する課 ○● = 再掲

番号	事前に備えるべき目標	関連番号	起きてはならない最悪の事態	推進施策	実施主体											施策分野					横断的施策分野								
					国	県	大宜味村										生活環境の整備	教育・文化の振興	保健福祉の充実	産業の振興	行財政の健全化	リスクコミュニケーション	老朽化対策						
							総務課	財務課	住民福祉課	会計課	企画観光課	産業振興課	建設環境課	教育委員会	議会事務局														
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-4	有害物質の大規模拡散・流出	○有害物質の流出対策等			●																						
				○アスベスト対策			●																						
				○NBC災害に対応する資機材の整備			●																						
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○土砂災害対策（再掲）			●																						
○治山の整備（再掲）				○																									
7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	○農地防災事業の推進（再掲）	○風評被害防止対策：関係機関との連携構築																										
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物処理計画の策定・仮置場の選定																									
				○建設関係団体と連携・人材確保・育成																									
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○罹災証明書の発行体制																									
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○治安の確保（再掲）		○																					○		
				○災害に強い村民の計画（再掲）																								○	
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○建物等倒壊対策（再掲）																									
				○避難所の整備（再掲）																									
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○港湾・海岸護岸の保全施設の整備（再掲）	○	○																							
				○河川整備等（再掲）		○																							
8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	○下水施設・排水路・し尿処理施設の整備（再掲）																											
		○文化財の防火対策																											
8-7	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	○建設業の担い手確保・育成																											
		○用地の確保																											
8-8	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	○観光業や農林水産業の風評被害対策																											
8-9	赤土流出に伴う、海の環境悪化による水産業の衰退	○生産基盤の整備																											

